

戦後日本のスポーツ政策

——オリンピック体制の確立——

関
春
南

目次

はじめに

第一章 「民主化」政策とスポーツの「大衆化」

- 1 占領軍の教育の「民主化」政策とスポーツ
- 2 文部省の対応——学徒の対外競技基準
- 3 日本体育協会の再建
- 4 「大衆化」の理念とその限界

第二章 スポーツ界の国際復帰とオリンピック主義への転換

- 1 占領政策の転換とスポーツ
- 2 学徒の対外競技基準の緩和
- 3 スポーツ振興会議の発足と日本体育協会

第三章 オリンピック主義の強化

戦後日本のスポーツ政策

1 教育の反動化とスポーツ

2 ラクビー・フットボール協会の脱退とオリンピック主義の強化

3 東京オリンピック対策の進行——スポーツ行政の整備

第四章 オリンピック体制の確立

1 「人づくり」政策と東京オリンピック

2 選手強化体制の確立

3 スポーツ行政の整備——スポーツ振興法の成立

4 オリンピック体制下における選手像

むすび

はじめに

東京オリンピック以後の日本のスポーツ界に「死」を伴ったふたつの事件が起り大きな問題を投げかけたことは周知のとおりである。ひとつは、一九六五年五月、農大ワンダーフォーゲル部の「死のシゴキ事件」であり、今ひとつは、一九六八年一月、円谷選手の自殺である。前者は、同部の「新人錬成山行」において、上級生が新人全員に対し「錬成のため」と称して、身体を木棒で殴打し、登山靴で足蹴りするなどいわゆる「シゴキ」と称する暴行を加え、一人の新人を死に至らしめた事件である。この事件は刑事事件として取扱われ、運動部史上初めての有罪判決が下された。判決理由には「すべての国民は個人として尊重される」という憲法十三条の精神と教育基本法の精神に違反す

(1)と述べられていた。後者は、東京オリンピックのマラソンで三位に入賞した田谷選手が「もうこれ以上走れない」という悲痛な遺書を残して自殺した事件である。円谷選手は、東京オリンピック後アレスケンを切り入院したり、椎間板ヘルニヤを悪くしたりしたため、メキシコオリンピックをめざしながら記録が思うようにならないのを悩み遂に死の道を選んだのであった。(2)

これらの事件は、たまたま「死」という事実が出現したために表面に浮び上ったに過ぎないのであって、われわれは現在これに類した状況をスポーツ界の中に見い出すのにさしたる苦勞を要しないのである。大きなよろこびと楽しさをもたらすスポーツが、国民大衆の文化として健康な発展を遂げていかなければならない今日、こうした状況は看過することのできない問題である。この二つの事件が象徴的に示している非人間的・反民主主義的性格は、単にそれが孤立し無縁のものとしてあるのではなく、今日の日本スポーツ界のもつ体質や理念と不可分の関係の中で生み出されてきたものであると考える。

そこで本稿では、日本スポーツ界の体質と理念は如何なるものであり、それは如何なる歴史的過程を通じて形成されてきたものであるかという問題の究明に迫っていききたい。

日本スポーツ界といった場合、本稿では、その対象を日本体育協会（以下体協という）に限るものとする。それは体協が、体協加盟者のみを「アマチュア」と規定し、その「アマチュア」だけに公式試合出場を許しているという事実にみられるように「日本アマチュア・スポーツの独占体」と呼ばれるにふさわしい地位をスポーツ界の中で占めてき

たからである。⁽³⁾ 従って体協を対象とすることによって、日本スポーツ界の体質と理念の核心はほぼ明らかになると考
える。

体協を直接の対象とした場合、体協と権力とのかかり合いを中心に考察していくことにする。とりわけ、体協のもつ「理念」を中心に据えて論を進めていきたい。というのは、「体質」は「理念」に規定され、つくり出されてくるといふ側面をもつものであると考えるからである。

権力とのかかり合いという観点からすれば、今日、体協に支配的な理念（スポーツ観）は、実は権力によって支持されているものである。従って、体協の理念（スポーツ観）の究明とは、「スポーツ政策⁽⁴⁾の究明」にはかならない。そこで、政治、経済、教育等の政策とのかかり合いを無視することができず、とりわけ、教育政策とのかかり合いの中で考察することにする。

(1) 『判例時報』一九六六年九月二一日号。

(2) 『朝日新聞』一九六八年一月九日。

(3) 一九六三年、労働者を中心とする国民大衆自身のスポーツ組織である新日本体育連盟が発足した。

(4) 宗像誠也氏は「教育政策とは、権力によって支持された教育理念である」(『教育行政学序説』一頁)と定義している。私も「政策」の概念については氏と同じ立場をとった。

第一章 「民主化」政策とスポーツの「大衆化」

1 占領軍の教育の「民主化」政策とスポーツ

ポツダム宣言の受諾、天皇制ファシズムの瓦解に始まった戦後の日本は、アメリカ軍の単独占領下に入り、直ちに「民主化」と「非軍事化」の嵐に襲われた。一九四五年十月、GHQ（連合軍最高司令官総司令部）はまず、東久邇内閣に政治的、市民的、宗教的自由の制限を除去するいわゆる四大指令⁽¹⁾を発した。これらは、天皇制教育の解体、教育の「民主化」政策を推進していくための準備的段階における指令であり、いわば軍国主義や極端な国家主義を教育機構から排除するという禁止的措置に重点がおかれていた。⁽²⁾教育の「民主化」政策として明確に打ち出されたのは、一九四六年三月GHQの要請により来日した教育使節団による報告書であった。

報告書は、教育内容、教育制度、教育行政など全ての面にわたっており、「大衆と少数の特権階級とに別々の種類の教育をほどこし、極端に中央集権化された19世紀型⁽³⁾」の日本教育を批判し、教育の機会均等をはかる単線型学校制度、近代市民の教育を目的とする教育内容、地方分権と民衆統制の原理による教育委員会の設置、民主的な教育過程の編成と教科書制度、教員養成制度の改善、社会教育の拡充など教育の全領域にわたるものであった。報告書の全体を貫く精神は「古い型では、教育は天降り式に組織された。その本質的な特徴は官憲主義であった。新しい型では、出発点は個人でなければならぬ。」⁽⁴⁾（傍点筆者）又「民主政治下の生活のための教育制度は、個人の価値と尊厳を認めることが基になるであろう。」⁽⁴⁾（傍点筆者）という言葉に集約されるように、「個人の尊厳」「人権の尊重」という精

神であった。「個人の尊厳」「人権の尊重」を基調にした教育思想は、確かにこれまでの前近代的な個人圧殺・人権軽視の教育思想を克服するものであり、この点にこそ、戦後民主主義教育を実現し発展させていく契機が含まれていた。しかし、日本国民の民主主義的要求を拒み圧迫してきたのは、単純に前近代的な制度や力ではなく、そのような封建遺制を組み込みそれと結合した日本独占資本の支配体制そのものであったこと⁽⁵⁾を捨象して、「個人の尊厳」「人権の尊重」を謳っているところに報告書が抽象的・観念的ならざるをえなかった理由があったし教育の「民主化」政策の欺瞞性があった。

ところで、報告書は体育の項で、スポーツマンシップ、協同の精神の固有の価値認識の必要性、家庭、近隣で行なえるスポーツ、ゲームを発達させることの必要性、更には、体育諸協会、青年団を含む非軍事的競技団体を激励してふたたび活動を開始することの必要性などを謳い、スポーツ中心の体育は、民主教育に寄与する可能性が大であると⁽⁶⁾している。

このようにスポーツを評価している所以は「民主主義的な態度は、民主主義的な行動の経験を通じて学ばれなくてはならぬ」⁽⁷⁾ものであり、スポーツを行なうことは、民主主義的な行動の経験であり、「規則に従ってやるスポーツマンは、こういう生活（民主主義的な生活）の仕方のおい手本である」⁽⁸⁾（括弧内筆者）とされていたからである。

ここには、スポーツを行なうことによって育くまれるスポーツマンシップの精神こそ民主主義の精神であるという認識があった。スポーツマンシップの精神とは、いわば、自由主義、個人主義思想をもち、遵法と協調の精神で貫か

れているものであり、言い換えれば、アメリカン・デモクラシーを代弁するものであった。従って「征服者の精神をもって来朝したのではなく、すべての人間には、自由を求め、さらに個人的ならびに社会的発展を求めるはかり知れない力が密んでいることを確信する教育経験者として来朝した」という米国教育使節団がスポーツのもつ精神性を強調したのは当然であった。

占領軍の、スポーツを発達・普及させるといふ政策は、天皇制ファシズムの重圧から解き放たれ、政治的、経済的混乱の中で、唯茫然自失の状態にある国民大衆にとって、生活の中の光明を意味した。全国の津々浦々で、野球大会を始め各種のスポーツ大会が行なわれるようになり、演芸大会などと共に生活に根ざした国民大衆の文化としての発展の方向を示した。同時に又、戦時中禁止されていた全国的なスポーツ大会も復活し始め、中でも青少年野球の勃興はめざましいものがあつた。

このように自由主義を旗にしたスポーツが、占領軍によって支えられ国民大衆の中に広がっていったということは、教育の「民主化」政策を円滑に遂行していく上で大きな役割を担っていたのである。

(1) 1、天皇、国体および日本政府に関する自由な討議を含めて、思想、宗教、集会および言論の自由を制限する一切の法令の禁止。

2、十月十日までに、一切の政治犯人の釈放。

3、内務大臣、警保局長、警視総監、都道府県警部長ならびに特高警察関係者全員の免職。

4、十月十五日迄に特高警察の完全廃止。

(井上清 『戦後日本の歴史』三九頁)

(2) このことは、アメリカ教育使節団報告書で「軍事占領が、自由主義的な日本人指導者の協力と相まって、すでに大体の地均をし終っているのを見て、われわれは安心してゐる。日本の戦争意志は、いっそう優勢な力によって打ちこわされて、国家神道と武力的侵略の精神は単刀直入的な指令によって学校から根絶しつつある。」と述べていることから明らかである。

〔アメリカ教育使節団報告書〕『現代教育科学』No 九九、一九六六・二、一五五頁)

(3) 前掲書、一五七頁。

(4) 前掲書、一五八頁。

(5) 『講座教育』Ⅲ、国民と教育、青木書店、七六頁。

(6) 「アメリカ教育使節団報告書」『現代教育科学』No 九九、一九六六・二、一六五頁。

(7) 前掲書、一七一頁。

(8) 前掲書、一五六頁。

(9) 前掲書、一五四頁。

(10) 例えば、一九四六年六月・早慶陸上競技大会が復活、同年七月・全国中等野球大会復活、同年九月・東国杯争奪青年対抗競技大会の開催、同年十月・関東学生陸上競技大会の開催等(朝日新聞)。

2 文部省の対応——学徒の対外競技基準

アメリカ教育使節団の報告書には、少くとも国民大衆のスポーツの発展を促す精神が流れていたが、日本占領は間接統治という形態がとられたため、直接の政策の実現は文部省にゆだねられていた。

ところで、日本の支配層は、占領軍の「民主化」政策に対して国体護持の理念を固執し天皇制教育思想を踏襲することに腐心していた。「終戦の詔書」⁽¹⁾や「新日本建設ノ教育方針」⁽²⁾の内容はそのことを端的に物語っていた。しかし占領軍の打ち続く指令は、支配層の予想と期待に反して峻厳であった。すなわち、一九四五年十月二十二日「日本教育制度ニ対スル管理政策」⁽³⁾の指令が最初の教育指令として出され、続いて三つの指令⁽⁴⁾が出され、ここに基本的人権の尊重を中核とする民主主義的諸原則が超憲法的性格をもって指示された。四六年三月に出された「アメリカ教育使節団報告書」や、その二ヶ月後に文部省から出された「新教育指針」は、基本線においてこの流れをふまえたものであり、「新教育」の内容を具体的に打ち出したものであった。これはわが国の教育者、学者が中心となり、CIE（民間情報教育局）の教育課員の補足の上に作成されたもので、極めて具体的な「民主化」の方向を指し示すものであった。「新教育指針」の「体育の改善」の章では、教材のスポーツ中心化、教練的な訓練の廃止、遊戯の重視、課外運動の重視、体育の生活化、全生徒への普及、校内試合、対校試合の奨励等のことについて述べられ、Athletics for all という視点から民主的な学校スポーツの発展の方向が具体的に示された。これは、「新日本建設ノ教育方針」（四五年九月）の体育の項で「大イニ運動競技ヲ奨励シ純正ナスポーツノ復活ニ努メ之カ学徒ノ日常生活化ヲ図リ以テ公明正大ノ風尚ヲ作興シ将来国際競技ニモ参加スルノ機会ニ備ヘ運動競技ヲ通ジテ世界各国ノ青年間ニ友好ヲ深メ理解増進ニモ資セシメン」⁽⁵⁾と、国家的観点から、しかも抽象的に述べられているものとは異なっていた。

文部省は、「アメリカ教育使節団報告書」や、この「新教育指針」にもとづき、一九四六年六月「学校々友会運動部の組織運営に関する件」の通牒を出し、運動部の「民主化」を示唆した。又四七年には、日本学生野球協会が設立

され、学生野球基準要項に基づき、学生野球の運営にあたることになったのを理由に、いわゆる野球統制令を廃止した。そして同時に「学生野球の施行について」の通牒を發し学校スポーツ、特に、小・中学校の対外試合が教育的に行なわれることの要望を示した。これらの施策は、当時めざましい勢いで湧き起ってきた青少年野球が、Athletics for all という理念にそって行なわれるために出されたものであった。

しかし、敗戦後何よりも Athletics for all という理念を體現させたものは、一九四八年三月、文部省から出された「学徒の対外試合について」の通牒であった。この直接の契機となったものは、青少年野球の隆盛に伴って起ってきた問題である。例えば、四六年の全国中学校野球大会で一〇〇校を越えるチームが予選に参加するという事態が生まれ、これに対する経費、施設、指導者等の問題が大きく浮び上ってきたことなどである。

通牒は前文で「……それ（スポーツ）が真に教育的に企画・運営されるならば、学徒の身体的発達及び社会的育成のよい機会としてその教育的効果はきわめて大きい。しかしながらその運用の如何によっては、ややもすれば勝敗にとらわれ、身体の正常な発達を阻害し限られた施設や用具が特定の選手に独占され、非教育的な動機によって教育の自主性がそこなわれ、練習や試合のために、不当に多額の経費があてられたりする等、教育上望ましくない結果を招来するおそれがある。学校体育が民主的目的に合致するために、従来の対外試合に対しても、鋭い反省を加え、一切の情性や不合理を排除すると共に、学徒の心身の発達段階に関する科学的基礎に準拠し、しかもわが国の現実の社会的、経済的客観的情勢をも十分考慮した合理的立場において企画・運営されなければならない。」として、戦前の選手中心、勝敗中心の学生スポーツに対する批判の上に立ち、学校体育の一環としての対外競技は、「民主体育」の理

念に合致しなければならぬと高らかに謳いあげたものであった。その内容は次の通りである。

- 1、小学校では校内競技にとどめる。
 - 2、中学校では宿泊を要しない小範囲にとどめる。但し、この年齢では校内競技に重点をおく方が望ましい。
 - 3、新制学校では、地方的大会に重点をおき、全国大会は年一回程度にとどめる。
 - 4、競技会は、教育関係者団体が主催し、その責任において適正な運営を期する。
 - 5、上級学校および学生競技団体は、下級学校の競技会を主催しない。
 - 6、対外試合参加は、その競技会の性格を検討し、学校長及び教師の責任においてきめよ。
 - 7、選手は固定することなく、本人の意志、健康、年齢、操行、学業その他を考慮してきめよ。
 - 8、対外試合は、放課後又は授業のない日に行なうことを原則とする。⁽⁷⁾⁽⁸⁾
 - 9、女子の対外試合は、女子の健康を考慮して適当な運営をはかる。⁽⁹⁾
これはもとより、C I Eの支持を得ていたことはいうまでもない。
- この通牒が出される前、一九四七年の十二月、文部省が対外競技について具体的に決めることを知った大日本体育会（日本体育協会の前身）では、各競技団体の代表が集まり、文部省に対して答申をまとめ提出した。その主な点は、
- 1、小学五・六年生は、市区町村範囲の運動会程度のもものは参加してもよい。ただし宿泊を要する場合はよくない。
 - 2、新制中学は、同一府県範囲内の競技会に参加してもよく、年一回の国民体育大会には、府県代表選手として参加してもよい。又、種目によっては日本選手権試合に出場できる。

3、新制高校以上の場合には、全国的な大会の数を制限すること。競技会の主催については、統轄する競技団体の主催又は指導下におくのが原則であるが、場合によっては、新聞社その他の団体と共同主催してもよい。⁽¹⁰⁾

というものであり、出される通牒の基準を緩和させるための抵抗を意味していたと見ることが出来る。しかし、結果的には、競技団体を中心とした大日本体育会の要求は殆んど入れられなかった。占領軍に支えられた文部省の前には、何ら力ももちえなかったのである。

では、「民主体育」推進の現実的な理念ともいべきこの「学徒の対外競技基準」を文部省に出さしめたものは何であったのであろうか。もとより、占領軍の「民主化」政策に裏打ちされていたことはいうまでもないが、とりわけ、文部省自体が旧教育体制内における中央支配権力の中心として、占領軍により警戒され、それ自体改革の対象とされていたということである。⁽¹¹⁾従って、この時期の占領軍は「新教育指針」作成にあたってそうであったように、自由主義的ないし進歩的な学者その他の勢力との結びつきを強くもっていた。文部省内部にもそれらの勢力が一部導入されていた。このへ占領軍十自由主義・進歩主義勢力の結合が、自由主義的教育理念・教育政策、そして、体育・スポーツ政策を生み出したのであった。⁽¹²⁾

このような意味をもった「学徒の対外競技基準」は、確かに、forced to be free (自由たるべく強いられた)戦後の「民主化」政策の落し子であったにせよ、守り育てていくべき性質のものであった。

(1) この中では「朕ハ茲ニ国体ヲ護持シテ忠良ナル爾民ノ赤誠ニ信奇シ常ニ爾民ト共ニ在リ」とされていた。(『終戦事務処

理提要』第一集、一頁)

(2) この中では「教養ヲ深メ科学的思考力ヲ養ヒ平和愛好ノ念ヲ篤クシ智徳ノ一般水準ヲ昂メ」ることを掲げ、一応軍国主義の払拭と平和国家の建設とを謳っていたが、反面「益々国体ノ護持ニ努ムル」ことを表明していた。(前掲書、第一集、六七頁)

(3) 『近代教育制度資料』第十八巻、五〇一〜三頁。

(4) 三つの指令とは

1、十月三十日、軍国主義的思想や過激な国家主義思想をもつ教職員を排除する目的で「教員及教育関係官、調査、除外、認可」について。

2、十二月十五日、国家神道と公教育との分離を保障することを含む「国家神道ニ対スル政府ノ保護・支援・保全・監督ニ弘布ノ廃止」について。

3、十二月三十一日、軍国主義と極端な国家主義を教授してきた科目の停止及び教科書の回収を目的とする「修身、日本歴史及び地理停止」について、である。

(5) 矢内原忠雄編『戦後日本小史』下巻、五一二頁。

(6) 『終戦事務処理提要』第一集、六八頁。

(7) 一九四八年三月二十日、発体七五号。

(8) 当時の文部省体育局長、東俊郎氏は「中学校の対外競技制限の根拠」について次のように述べている。「……以上の結論からわれわれは、中学生の体育運動は、ただ単なる鍛錬、あるいは個人の興味、名誉心というものによってのみその運営はまかされるべきものではなく、人間完成の基盤となる均整のとれた心身発達促進剤として運営されるべきであり、それに養護的

な配慮が加味されなければならないのではなからうか。このように考えるとき、過激な練習と責任感、勝たざるべからずとする英雄的感情を過度に強要するようになることが予期されるような試合形式は、少なくとも中学生の間では極力排すべきである。〔『学校体育』一九五〇年一月号〕

(9) 一九五三年十月、学徒体育審議会(体協内に存在する学徒体育・スポーツの問題を審議する委員会)で、対外試合に関する水泳競技連盟の意見報告が行なわれた際、次のように述べられていることを覚えておこうか。

「……次官通牒はCIEの意思を受けてやったが、それより施設も^マ体育的の指導者のない日本に適用するといふ間違いなので、中学生よりも天才選手を出すためにこそ中等学校の全国大会をやらねばならぬのであり、これをやれば必ず天才が出現することは過去の例によっても明らかであるが、当時はまだ占領下にあつたので、水連としては体協の各加盟団体が水泳の特殊例を認め、文部省もこれを取り上げてCIEに折衝したという二つの大きな収穫に満足して、更に時機を待たざるを得なかつた。〔『体協時報』第二七号、二七二〜二七四頁、日本体育協会〕

(10) 『朝日新聞』一九四七年十二月四日。

(11) アメリカ教育使節団報告書、文部省の権限の項で「文部省は、日本の精神界を支配した人々の権力の中心であつた。従来そうなつていたように、この官庁の権力は悪用されないと限らないから、これを防ぐために、われわれはその行政的管理権削減を提案する。……文部省の機能を内務省から絶縁すべきである。……」と述べられていることを覚えておこうか。

〔『現代教育科学』No.九九、一九六六・二、一七一頁〕

(12) 柳久雄・川合章編『現代日本の教育思想』戦後編、六六頁。

3 日本体育協会の再建

日本のスポーツを一九一一年（明治四四年）以来担ってきた民間団体大日本体育協会（日本体育協会の前身）は、日本が太平洋戦争に突入した翌年の一九四二年、「国運の進展に伴って皇国民の数と資質とを増強する必要があります重大であります……今後組織機構を整備し、政府の体育施策に全面的協力をして、力強い国民体育振興の事業を営んで皇国民の錬成に資したいと思ひます。」と表明し、総理大臣を会長に、加盟競技団体を解消して、運動部会組織とし、名称も大日本体育会と改め、政府の外郭団体となった。会は、設立と同時に、「二〇万学徒を皇国民に錬成する」ことを目的に一九四一年に設立された大日本学徒体育振興会を内部組織に編入し、ここにスポーツ界の臨戦体制は確立された。会の活動は、「総合基本体力増強運動の実施」、「建民運動に対する協力」、「国民体力錬成目標の調査」、「国民体育指導者実践体の組織」等といった「国防のための国民体力増強」の目的にそった活動が中心となりスポーツは自由主義的なものとして排撃され殆んど行なわれなくなった。スポーツ界は、正に暗い谷間を迎えた。

一九四五年の敗戦は、従って、スポーツ界にとっても黎明であった。会は、終戦と同時にこれまでの戦争遂行のために設けられた部会を解消して、種目別競技団体を構成団体とするかつての大日本体育協会の組織機構に改め、純然たる民間団体として発足することになった。会は、終戦後の混乱の中において、「働く人に慰安を与え、青少年の思想に新方向を示すべくスポーツを奨励して、荒んだ社会に一まつ清涼剤を投じる」べく直ちに活動を開始した。その第一が情勢に対処して、今後の方針を立てるため、北は北海道から南は九州まで全国各地を廻り、地方スポーツ人と膝を交えて懇談した「地方スポーツ懇談会の開催」であった。これは各地でよろこびをもって迎えられ、地方スポーツ人に強い力を与えるものであった。又、会の学生部に編入された学徒体育振興会は、朝日新聞社と共催して、各

地方の依頼によって、各加盟団体より指導者を派遣したり、全国九地区でスポーツ巡回学校を開催したり、スポーツ・シーズン制を制定して、同一のスポーツを一年中行なうことによって身体を害することから青少年を守ろうとしたり、体育医事相談所を設けたり、あるいは又、アマチュア規定審査委員会を設け、純粋なアマチュア・スポーツ精神を遵守することにより、青少年の「スポーツマンらしくない行動」をなくそうとしたりして、いわゆる、「民主体育」の線にそった活動が続けられた。

このような会の活動の方向を支えた理念は、大日本体育協会理事長清瀬三郎に代表されるものであり、*「清瀬構想」*と称せられているものである。その典型的なものを、一九四六年八月、氏が『新体育』に「体育会の使命」と題して発表した論稿の中に見ることができる。それは「……従来大日本体育協会はとかく中央の組織のみ大にして、地方末端における浸透力薄き感があつた。この変態的な形は当然正道にもどるべきであつて、地方末端に沸々と起き上る国民全般の体育熱あつてはじめて中央組織の存在の意義がある。

傷められた国民生活に新鮮な血行を促すものはスポーツである。健全なるスポーツは生活を生氣あらしめ、明日への希望を継がしめる。体育会の本年度の事業もこのスポーツ奨励をもつて第一段として採り上げているのである。そこで前述のようにスポーツ団体の拡充強化に強めているのであろうが、一方その促進と国民体育熱の勃興とあわせて体育会の地方網結成を目指して、本秋全国的体育祭典を開催すべく企画しつつある。……

元來、我国のスポーツは優秀選手の養成に専ら力が注がれて、スポーツの一般化に対しては充分な手が伸びていなかった。優秀選手の養成は勿論スポーツの一般化に拍車をかけるものではあるが、一般化する直接的手段にはならな

い。一人の優秀選手が出るためには、十人の優秀選手が現れ、十人の優秀選手が出るためには、百人の競技者がその基をなしていることになればよいのであろうが、従来の我國のスポーツ界は頂点のみ高いピラミッドであった。……しかしながら今後日本の進むべきスポーツは大衆に根ざしたものでなければならぬ。そこでスポーツに科学性を附与してその健全な発達を促し、大衆が安心して親しめるスポーツにしなければならぬと考える。スポーツをやれば病気になるという今迄の一般的観念を、スポーツをやれば健康になるという観念に切りかえなければならぬ。そして大衆をしてスポーツに親しませ、青少年をしてスポーツに精進する環境を作らなければならぬ。我が体育会もこの重任を仕遂げなければならぬと覚悟している次第である。」⁽⁷⁾というものであり、これまでの中央中心から地方末端を重視すべきこと、つまり、スポーツが一部選手のものであったことに対する厳しい批判の上に立ち、「今後日本の進むべきスポーツは、大衆に根ざしたものでなければならぬ」と「スポーツの国民大衆化」を謳ったものであった。

もとより、清瀬構想を支えていたものは、一面では「民主化」政策であったことはいうまでもないが、他面では、政治的・経済的混乱と窮乏の中におかれた国民の精神の荒廢と、それに対するスポーツ人のスポーツ再建への熱意と努力であった。このような情勢に呼応して清瀬構想は打ち出されたと見ることができる。清瀬構想の最たる具体化である国民体育大会開催の趣旨⁽⁸⁾は、そのことを如実に物語っていた。

国民体育大会は、戦前の明治神宮体育大会のように、神事奉仕的性格もなく、又運営も国策的統制の下にはなく、正に解放されたスポーツの明るい精神をそのまま反映して、国民に勇氣と希望を与えるものとなつた。⁽⁹⁾このようなこ

とも「深く内省した民主的にして文化的な再建意欲の発動から」⁽¹⁰⁾提唱されたといわれているように、確かに当時の体協のもつ理念は、国民大衆の求めるものと一体となっていた。

全国各地方でも、体育協会再建の運動がわき起り、「日本の再建はスポーツから」のかけ声の下に、スポーツが雨後の筍のごとく蘇った。一例をあげれば、栃木県では、一九四五年十一月、全国に先がけて、県下中等青年学校駅伝競走大会が開催され、四六年六月には、宇都宮南国民学校で県下青年、学童相撲大会が開催され、宇都宮市本丸では、自転車大会が開催されるなどしており、鳥取県の東伯郡では、四五年、民謡踊りを中心にしてその技を競うといった大会が開催されており、神奈川県では、四七年五月、憲法施行記念郡市対抗駅伝競走大会が、千葉県では、同年、第一回県民体育大会が開催されている等である。⁽¹⁴⁾

このように地方では、スポーツ要求が、生活に根ざした競技会というかたちで発露し、このエネルギーが体協を通じて国民体育大会に集約されていったのである。これを支えた理念こそ清瀬構想であった。⁽¹⁵⁾

- (1) 『日本体育協会五十年史』日本体育協会、六二頁。
 - (2) 前掲書、六四頁。
 - (3) 前掲書、六七～七四頁。
 - (4) 『昭和二二年度事業概要報告書』一九四七年、評議員会議事録、大日本体育会。
 - (5) 懇談会の内容を要約すると次の通りである。
- 1、いずれの土地でも期待に満ちたスポーツ人が集合し、よろこびをもって迎え、暗夜に光明を見出した感じを与えた。

2、全国スポーツ大会を開くことの要望が全体の空気を支配した。
3、主な懇談事項、

- (1)、体育会を改組し、純粋な民間団体として、地方と本部とを密接にさせること。
- (2)、運動用具品の需給を円滑にさせること。
- (3)、プール修理用のセメントの配給をはかり、破損皮革用品の回収をすること。
- (4)、戦災スポーツ施設の復旧計画、占領運動場や広場の接収解除の促進を図ること。
- (5)、全国的スポーツ大会を開催すること。
- (6)、スポーツの普及により、青少年の気風刷新を図り、スポーツ技術の修得方法を講ずること。
- (7)、戦後スポーツのあり方を確立すること。(『日本体育協会五十年史』日本体育協会、八九頁)

(6) 『昭和二二年度事業概要報告書』一九四七年、評議員会議事録、大日本体育会。

(7) 翌一九四七年第五回評議員会では、会の方針として清瀬理事長は次のような所信表明を行なっている。

「……会は日本国民全般の体位向上発達に基本をおき、その線に向って努力をしなければならぬ。従来その昔の体育協会の流れをくみ、オリンピック至上主義―選手偏重になる傾向があるが、ピラミッドの底辺の拡大に力を致すことが現在の使命である。従って根を体育運動の普及発達に意を用いるようになれば、自然接触面も大きくなり、その最底部には隣組の体育振興の仕事も入ってくるわけである。リエクリエーションも当然その枠内に含まれるのである。そのような前進態勢をとるようになれば、漸次門戸が広げられ、スポーツが特殊階級のものであった昔日の傾向が拭い去られ、国民スポーツとしておきかえられてくる……」。

(8) 国民体育大会開催の趣旨では「我が国はまだ混乱の域から脱し切れていない。そのような時において我が大日本体育会が

種々な困難を克服して国民体育大会を開催しようとするには相当の理由がなければならぬ。」として次のように述べている。「……スポーツが国民文化の向上、国民思想の民主化に大きな役割を占めることは言をまたない。又健全慰安として青少年の思想を善導する上においてスポーツの奨励に意を用いると共に、その一助として……全国的国民的大会を開催せんとす」と。又会長の平沼亮三は、開催式の挨拶において、「……本大会開催の趣旨は、終戦以来全国に盛り上ったスポーツ振興の氣運をいよいよ助成せしめて、国内体制民主化の線にそい、スポーツが本来の民主的性格を発揮して国民の各層に浸透し、明朗な国民生活の樹立によって国力の再建に、復興に寄与せしめんとするにあります。翻って我々の日常生活に眼を転じてみますと、平和と日本出発の時期にあたりまして、尚民生の安定は緒につかず、生活の条件は未だ必ずしも容易なるものではありません。然も尚前途にさまざまな困難を予想されるのであります。この秋にあたり、文部省及び開催地方の後援の下に、本大会が全国的六〇〇〇の選手の参集を得て挙行することができました。……今や個人の自由と共にスポーツは再び解放せられました。願くは本大会を通じて終始フェアプレーによって愈々スポーツ精神の真髄を発揮して国民感情昂揚に寄与せられんことを、そして又これを諸君の逞しい生活意欲の原動力として、平和と日本建設の前途に大いに貢献あらんことを……」と述べていることからも明らかである。(『第一回国民体育大会報告書』一頁、大日本体育会)

(9) 第一回国民体育大会について、『日本体育協会五十年史』では、その様子が次のように述べられている。

「大会は終戦直後、国民生活が極度に疲弊し、人心虚脱して、生活にあえいでいたとき、スポーツの復興を当面の目標として戦災をまぬがれた京都を中心に準備され、昭和二年の秋、幾多の困難を排して近畿地方一円を会場として開催された。当時国民一般は、かかる全国的な催しは到底できないと思ひ込んでいたので、立派に運営されみごとな成果を収めた第一回大会によって国民は力強い自信を得、さらに大会のかもし出す寡困氣によって国民の間に清新明朗の氣風を注入し、新日本建設の意欲興隆に大きな役割を果す端緒を開いた。その上本大会によって過ぎし日の感激を呼びもどし心のよりどころを得て、国民

に積極性と前途への希望を与え前進する意気込みが育まれた。そしてスポーツが常に国民の感情に正しく強い根ざしをもつことのできた意義深い大会であった。(『国民体育大会の沿革』、『日本体育協会五十年史』三一頁、日本体育協会)

(10) 前掲書、三〇一頁。

(11) 『体協十五年誌』栃木県体育協会、二一―一八頁。

(12) 『鳥取県体育スポーツ史』鳥取県体育協会、三五―二頁。

(13) 『神奈川県体育史』第十四回国民体育大会神奈川県委員会、二八頁。

(14) 『千葉県スポーツ史』千葉県体育協会、一八頁。

(15) 竹之下休蔵氏はこの時代を評して「恐らくこんなにスポーツが大衆化した時代はなかったであろう。戦後スポーツの特色は、学生中心のスポーツから寧ろ勤労者に多くの愛好者を見出したことである。スポーツの大衆化時代ということができよう。」といている。(竹之下休蔵『体育五十年』二九四頁)

4 「大衆化」の理念とその限界

大日本体育協会(一九一―一九二)のアマチュア・ルールの競技会出場資格には「学生タリ紳士タルニ恥シサル者」あるいは「脚力ヲ用フルヲ業トセサル者」という国民大衆をスポーツから排除するための条項があった。⁽¹⁾こうした規定が存在していた根底には、スポーツはイギリスのジェントルマンのやる高貴なものであり、一部特権階級のやるものであるというスポーツ観があった。従って、清瀬理事長が、戦後直ちに国民大衆をスポーツの対象に浮び上げ、「スポーツは大衆に根ざしたもの」でなければならず、そのために努力しなければならないということを会の基本方針

針として打ち出したことは、体育協会の長い歴史においてなかったことであり、それだけに新しい時代を画する意味をもっていた。

しかし、はたして、こうした理念を内実化し、深化発展させていく条件はつくられたのであろうか。私は、それを一九四八年大日本体育会（一九四一〜四八）が「純粹の民間団体」・日本体育協会として再発足するにあたっての『寄附行為改正』へ至る経過を検討する中で明らかにしていきたい。

戦後の大日本体育会には、清瀬構想に代表される理念と相対する理念が存在していた。それは戦前のあの「前畑ガンバレ」に象徴されているはなばなしい活躍をした水泳競技連盟を中心とした理念であった。例えば、四六年には大日本体育会内にオリンピック準備委員会が設置されたり、水泳競技連盟による中学生の国体参加要求が理事会において承認されたり、あるいは、学徒の対外競技基準決定に際して各競技団体の代表が文部省に提示した大幅な緩和を内容とした要望を見ても明らかである。このことが四六年五月から四八年九月決定に至るまでの理事会の審議で二つの相対立する意見として現われている所以である。

まず会の目的においては、一方の意見は「スポーツの振興が本会の最終目的である」から、スポーツ再興の最良の機会である今日「幾分の危険を冒してもこの際スポーツの振興目的をはっきりとした方がよい」というもの⁽²⁾であり、他方の意見は「体育の普及、宣伝、医事等の仕事を必要とするため、国民体育の向上発達の事項を掲げる必要がある」⁽³⁾から「『体育運動』を振興すれば能事終れりとするがごとく、所謂、スポーツの隆盛のみを考えて広義体育について

は考えを及ぼしていない⁽⁴⁾」のはおかしい。「単にスポーツのみを振興することによって日本の体育会が前進するのではない」というものであった。しかし結論的には、「スポーツの振興は体育の振興を達成する⁽⁵⁾」という論理が勝ちを制し、「本会は、体育運動団体の強化発展を図り我が国体育の振興を図るを目的とする⁽⁶⁾」と、競技団体の強化・発展が目的の中心に据えられた。

ここで問題になることは、第一に、「国民体育」「広義体育」あるいは「体育」等の言葉が使われているが、それらの相違が明らかにされていない。そもそも「体育」とか「スポーツ」という概念自体が明確でない。従って「体育の振興」といった場合の意味内容が曖昧になっている。つまり、「体育の振興」ということとスポーツの国民大衆化ということとのかわり合いが不明確である。それ故に「スポーツの振興は体育の振興を達成する」というもつともらしい、それでいて曖昧な論理が成り立ってしまったのである。

次に組織上の問題においては、組織方針で①競技団体を組織の中心にして進むこと、②競技団体中心であるから、日本のNOCとしての性格を本会に付与するようにしたこと、③地方体育会との関係は支部として取扱ひ、支部委員を別に設けるような仕組みとすること、という改正案の骨子に対して「競技団体連合体の性格をもつことは好ましくない。地方体育会（各府県のもの）が組織上に何ら有機的な連けいをもたぬことは、あまりにも競技団体独善であり、民主体育を健全な姿で育成せんとする現在、改正案の方向にすむことは許されないし、かつNOCの性格を付与することは競技団体的性格が端的に現われておもしろくない。NOCは当然本会の別個の扱いにすべきである⁽⁷⁾」といった強い反対意見が出され、特に③の問題、つまり、地方体育会の位置づけに対して反対意見が多く、結局地方支

部（地方体育会）代表者を評議員として入れることに決定した。ところが、地方体育会から出る評議員数は、中央統轄団体から出る評議員の三分の一以下、つまり、全国九ブロックから一名宛の評議員を出すという制限がつけられていた。このことは、地方体育会の発言権が競技団体のそれより必ず弱くなるということを意味していた。そして又、「民主化」政策に支えられ、前述のように地域の生活に根ざして湧き起ってきたスポーツ要求が中央に反映され、施策として実施されていくことを組織的に遮断することを意味していた。「地方末端に沸々と起き上る国民全般の体育熱あつてはじめて中央組織の存在の意義がある」と謳った清瀬理事長の理念は具体化されないような事態におかれてしまっていた。

第三に機構上の問題においても、会は「純粋な民間団体」として生れ変わったといえながら、国家権力と、とりわけ文部省と有機的に結びついていた。すなわち、一九四一年「二〇万学徒を皇国民に錬成する」ことを目的に文部省が設立した学徒体育振興会は、翌年、政府の外郭団体として設立された大日本体育会へ編入された。終戦と同時に大日本体育会内部の組織体制は一応解体され、新たに「民間団体」として生れ変わったと称されている。ところが、文部省所管の学徒体育振興会が「民間団体」であるはずの大日本体育会の学生部に編入され、学徒スポーツの問題は、実質的には、大日本体育会が司ることになっていたのである。そして、文部省の体育局長が、大日本体育会の常務理事である東俊郎氏であったり、文部省の諮問機関である体育振興委員会には大日本体育会の中心的な役員が顔を⁽⁸⁾つらねるというように人的にも深いつながりをもっていた。更には、大日本体育会の財源は、相変らず国庫補助金が大きな比重を占めていた。⁽⁹⁾

清瀬理事長の「大衆化」構想は、確かに「期待とよろこびをもって迎えられた。」それは「清瀬構想」自体、理念として、国民主権・基本的人権の尊重、男女平等という「民主化」がもたらした価値体系を内包していたからである。しかし、「大衆に根ざしたものでなければならぬ」といったとき、それがどうしたら実現されるのか、そのための問題点はどこなのか、という点の究明がなされていなかった。従って、この理念を大衆の中に定着させ、発展させていくための組織的・制度的保証は何らなされていなかったのである。

このことは第一次教育使節団がもたらした「民主主義」のもつ限界でもあった。すなわち、報告書でいう「民主主義」では、社会生活の「ルール」や「手段」を学ぶことが主要な内容として考えられ、この「ルール」を学ぶためにスポーツを行ない、スポーツマンシップを身につけるのがよいとされていた。しかし、そもそも、「ルール」や「手段」が民主主義の主要な内容ではなく、国民大衆の解放そのものが民主主義の中心課題であった。そして、この課題は、社会的・経済的諸条件との結びつきの問題であり、いわば資本主義社会体制そのものの矛盾の解決へ向うべき問題であった。「民主化」政策自体、この課題を陰へいずるものであった以上、それに支えられた「大衆化」政策がスポーツを真に国民大衆のものにする物質的条件を整えていなかったのは当然であった。実はこのことは、国民大衆みずからが闘いとしていくべき課題であった。

(1) 『大日本体育協会史』上、一六八頁、大日本体育協会。

(2) 一九四六年十月、第十三回理事會議事録、大日本体育会。

(3) 一九四六年十月、第十回理事會議事録、大日本体育会。

- (4) 一九四七年六月、第三回(緊急)評議員会議事録、大日本体育会。
 (5) 一九四六年十月、第十三回理事會議事録、大日本体育会。
 (6) 一九四八年六月、緊急評議員會議事録、大日本体育会。
 (7) 東会長、清瀬理事長、浅野・田畑両専務理事が委員に委嘱されていた。(一九四八年、第十五回評議員會議事録、大日本体育会)
 (8) 一九四五年〜四八年までの大日本体育会の会計收支は次のとおりであった。

一九四五年度

| 収入 | | 支出 | |
|---------|----------------------|----------|-----------------------|
| 1、基金収入 | 五、三一三 ^(円) | 1、事務費 | 二八、八六〇 ^(円) |
| 2、国庫補助金 | 四九五、〇〇〇 | 2、事業費 | 四九〇、三四一 |
| 3、雑収入 | 二七、四九七 | 1、講習会費 | 一〇五、八〇八 |
| 4、前期繰越金 | 一一、三九六 | 2、競技会費 | 九二、一七八 |
| 計 | 五三九、二〇六 | 3、体力章検定費 | 一四、六五五 |
| | | 4、勤労者体育費 | 七八、一一二 |
| | | 5、農民体育費 | 三六、〇三五 |
| | | 6、支部助成金 | 一二三、一五五 |
| | | 7、研究調査費 | 三二、九五三 |
| | | 8、宣伝費 | 七、四四一 |
| | | 3、不動産諸費 | 一〇、五四六 |
| | | 4、次年度繰越金 | 九、四五八 |

一九四六年度

| 収入 | | 支出 | |
|---------|-----------|-------------|-----------|
| 1、基金収入 | 一、八七三 | 1、事務費 | 一五八、九八五 |
| 2、国庫補助金 | 二七五、〇〇〇 | 2、事業費 | 八一、二七一 |
| 3、寄付金収入 | 八五〇、〇九二 | 1、講習会費 | 一八六、六三一 |
| 4、雑収入 | 三五、二八〇 | 2、競技会費 | 二八〇、三〇六 |
| 5、前期繰越金 | 九、四五八 | 3、競技会開催費 | 二一七、〇二六 |
| 計 | 一、一七一、七〇五 | 4、体力章検定費 | 四四、五二六 |
| | | 5、勤労者体育費 | 五三、三六七 |
| | | 6、体育医事相談所費 | 四六、四六一 |
| | | 7、支部助成金 | 一六七、一四七 |
| | | 8、施設及用具費 | 一九、八三三 |
| | | 9、刊行費 | 一二、九九七 |
| | | 3、国民体育大会支出金 | 八九、五二五 |
| | | 4、不動産費 | 七、八〇〇 |
| | | 5、次年度繰越金 | 一〇四、一二一 |
| | | 計 | 一、一七一、七〇五 |
| | | | 五三九、二〇六 |

戦後日本のスポーツ政策

| 収入 | 支出 |
|--------------------|-----------------------|
| 1、前期繰越金 一〇四、一二一 | 1、事務費 四四六、九一九 |
| 2、国庫補助金 三一九、五〇〇 | 2、事業費 七六四、六九三 |
| 3、寄付金収入 六三二、五〇九 | 1、体育運動団体拡充費 八七、九八〇 |
| 4、雑収入 一九九、二八九 | 2、国民体育大会費補助 六四、〇一六 |
| 5、借入金 一九九、五〇一 | 3、オリンピック準備費 八、三四一 |
| 計 一、四〇四、九二一 | 4、勤労者体育普及費 六三、六六〇 |
| | 5、体育医事相談所費 五五、一二二 |
| | 6、体力章検定費 三九、六三六 |
| | 7、体育思想普及宣伝費 七〇、九八一 |
| | 8、講習会開催費 一八二、三六九 |
| | 9、マ杯競技大会費 一九二、六〇七 |
| | 3、不動産諸費 二八、四七六 |
| | 4、次年度繰越金 一六四、八三〇 |
| | 計 一、四〇四、九二一 |

第二章 スポーツ界の国際復帰とオリンピック主義への転換

1 占領政策の転換とスポーツ

占領軍の初期における対日政策は「民主化」と「非軍事化」ということを目的として行なわれた。そのうちでも「非軍事化」が中心であった。⁽¹⁾それは、日本を完全に単独占領したアメリカ帝国主義の第一の要求が帝国主義競争国である日本を軍事的に壊滅させることにあったこと、又、反ファシズムの要求においても、その第一の要求は、侵略国日本の可能性を、まず侵略手段を除去することによって奪うことにあったこと、という要求の共通性があったからであった。しかしながら、世界史の基本的動向は、既に帝国主義対社会主義及び民族解放勢力との矛盾を核として展開していた。「原子爆弾の投下は、第二次大戦の最初の軍事行動であったというよりも、むしろいま進行しているロシアとの冷戦の主要な作戦であった」⁽²⁾のである。一九四六年三月にはチャーチル英国首相による「バルト海のステッテンからアドリア海のトリエステにかけて、大陸を横断して鉄のカーテンがおろされている。この源の背後はモスクワの支配に服従している……」という有名な「鉄のカーテン」の演説がなされ、同年三月には、対日理事会でアチソン米代表による、共産主義を歓迎せざる旨の表明がなされ、四七年三月には、米大統領トルーマンによる「世界の自由国家は全体主義の直接間接の侵略におびやかされている」という共産主義封じ込め政策「トルーマンドクトリン」が発表され、同年六月には、「欧州の経済をアメリカに従属させて復興させる」ことを目的としたマーシャル米國務長官によるマーシャル・プランの提唱がなされていた。

一方極東においては、アメリカの極東政策の中心であった中国で、アメリカが巨大な援助を行っていた蔣介石軍が中国共産党の指導する解放軍に打ち破られ、四七年九月には、解放軍の総反撃が開始された。又朝鮮でも、民族解放闘争が高まり、四八年二月には、朝鮮民主主義人民共和国が成立した。このような極東における民族解放闘争の高

まりに対抗できる力が日本に求められてきたのである。それは、日本の軍事潜在力を破壊することではなく、反対に日本資本主義の再建を助け、日本を早く「自立」させ、日本を「アジア再建の基地」「極東の工場」とすることであった。こうした対日政策の転換は四八年一月、ロイヤル米陸軍長官の声明によって明らかにされた。

対日政策の転換はスポーツの面では、「スポーツ界の国際復帰」を実現させる努力となつて現われてきた。

占領軍最高司令官マッカーサー元帥は、一九四九年四月のIOC総会に先立って、アメリカのIOC委員ゲーランに書簡を送り、日本のオリンピック復帰の努力を要請した。⁽³⁾ その結果国際オリンピック実行委員会は、日本のオリンピック大会復帰をIOCに勧告し、日本のオリンピック復帰が明るみになることになった。⁽⁴⁾ 又、一九五〇年六月に開かれた国際フットボール総会においても、フィンランドの代表は、マッカーサー元帥から日本のオリンピック大会参加を実現させてほしいとの手紙を受け取ったと発表した。⁽⁵⁾⁽⁶⁾ このようにマッカーサー元帥の陰ながらの努力により、一九四九年、水泳競技連盟、陸上競技連盟を始めとして各競技団体が続々と国際復帰し、オリンピック・ヘルシンキ大会参加実現の見透しがつき、これを契機に日本体育協会は、「大衆化」を捨て、「オリンピック主義」⁽⁷⁾へと明らかな転換を示していくのである。

その先端に立ったものは、戦前から受け継がれ体協の底流に潜んでいた、水連・陸連を始めた競技団体を中心としたラインであった。水連は一九四九年六月、国際復帰すると直ちに選手強化事業を開始した。⁽⁸⁾ そして、四九年末の強化合宿には中学生も参加するようになった。⁽⁹⁾ 四九年十二月には、陸連と共催で欧米視察を終えた清川・織田両へ

ッド・コーチによる「スポーツ講習会」を開催、その中でコーチ団の再編成、オリンピック対策などが問題とされるに至った。⁽¹⁰⁾陸連では、国際復帰が実現すると、織田幹雄氏は「これで日本の陸上も国際仲間に入れてうれしい。来年はアメリカの選手も呼べるしアジア大会にも出れる。はっきりした目標ができたので大いに張り切るだろう」とオリンピック大会・アジア大会出場という目標がはっきり掲げられたことの喜びを卒直に語った。五一年一月にはアジア大会とポストンマラソンを目指して選手強化合宿を行なった際、「少数精鋭主義でいく」ことを表明した。

一方、スポーツの「大衆化」の理念を具体化したものとして、体協が労働省と共催で行なっていた労働組合体育大会（これは労働組合への加入だけがその参加資格であり、オープン・ゲームとして女子ソフトボールが加えられており競技団体は主催者に加わらないというものであった）においては、前年度の全日本選手権大会や国民体育大会の中央大会に出場したチームや選手はその年度の出場を見合わせるという制限が加えられていたが、それが一九五〇年から解かれて大会が競技本位に変わっていった。

スポーツが大衆化するということと、トップ・レベルの技術が高度化するということは、矛盾するものとしてではなく（スポーツの発展）の二つの側面として捉えなければならぬものであるにもかかわらず、体協は、国際復帰を契機に、トップ・レベルの技術の高度化のみを追求する方向を志向し始めたのであった。組織的にも、一九五〇年には、体協内に国内委員会と国際委員会が設けられ、業務が分担され、国際委員会が日本のNOCとしての性格をもつようになった。その結果、オリンピック大会を始めとした国際的事業を「オリンピック主義」を指向する者が、清瀬氏に代表される「大衆化」を指向する者の反対を受けることなく単独で事業を押し進めていける組織体制を確立した

のである。⁽¹²⁾

かくして体協は「オリンピック主義」へと転換していったのであるが、実はそうさせるに十分な国内における体協をとりまく情況があった。その最たるものが一九四八年頃から始まった「フジヤマノトビウオ」の名をほしのままにした古橋の活躍であり、それに対する国民の熱狂であった。古橋の活躍が、〈敗戦〉という精神的打撃と物質的窮乏の下で茫然自失の状態にあった国民大衆にとって、一条の光明のごとく感ぜられたのは、当然であった。国民は打ち続く世界記録に驚喜の目を見はり、わき返ったのである。いわば、敗戦によって社会の底辺に分散された伝統的ナシヨナリズムの感情が新たな凝集点を見いだしたかのごとく、古橋の活躍に、そして、オリンピックへと向けられていったのである。

ともあれ、古橋に象徴されたスポーツ界とそれに対する国民大衆の対応の情況は、「勝つことこそが、国民の期待に応えること」であるという使命感を体協に自覚させていく。この使命感の自覚こそ、体協が「オリンピック主義」へと転換していく礎をなすものであった。

(1) 例えば、「降伏後における米国の初期の対日方針」(一九四五・九・二二)では、「初期の政策が合致しなければならぬ日本に関する米国の終極目的は、次のとおりである」として「第一に、日本が再び米国又は世界の平和と安全に対して脅威とならないよう確保すること」を掲げ、第二に「終局には、他国の権利を尊重し、かつ、国際連合憲章の理念と原則の中に反映している米国の目的を支持する平和的で責任ある政府の樹立をもたらすこと。米国は、右の政府ができるかぎり民主主義的自

治の原則に合致すべきことを希望するが、しかしながら、自由に表明された意思によって支持されないいかなる政治形態をも日本に対して強要することは連合国の責任ではない」と述べている。また政治の項では「武装解除及び非軍事化」は、軍事占領の第一作業であり、迅速にかつ決定的に遂行されなければならない」と述べ、経済の項でも「経済的非軍事化」が第一に掲げられて「日本軍事力の現在の経済的基盤は、破壊されなければならない」と述べられ「平和的経済活動の再開」も「日本の苦境は自分自身の行為の直接の結果であり連合国は、損害を修復する負担を引き受けるものではない。もし修復するとすれば、それは日本人民があらゆる軍事的目的を放棄し、かつ自ら勤勉に、ひたすら平和的生活様式に努力することだけである」と非軍事化と結びつけられて述べられている。賠償の項においてさえ「日本の非軍事化計画を妨害するようないかなる賠償も強要されない」とつけ加えられている。(『資料・戦後二十年史、政治編』一六〇一七頁、及び歴史学研究会編『戦後日本史』I、六一頁参照)

(2) ブラケット、田中慎次郎訳『恐怖・戦争・爆弾』

(3) 日本体育協会会長東竜太郎が『マツカーサー元帥に奉ぐ』と題して次のように述べていることからこのことはいかかである。

「……『日本の再建はスポーツより』の旗じるしを掲げ、『講和はスポーツより』と豪語し来るも、決して我々の自力のみでかちえた成果ではなく、偏に元帥の厚き庇護があったればこそのであるのに想いをいたさねばならない。国際競技の舞台上に堂々と伍することができたのも、或はオリンピック参加がまさに実現せんとしているのもただこれ元帥の日本スポーツ界によせられた愛撫の賜物であることを忘れてはならない。

昨年五月コペンハーゲンのIOC総会に私がエドストローム会長の客として招かれあまつさえ全く予期もしなかった委員選任にまで運んで貰えた破格の取扱いは、元帥が親しく会長に送られた信書によるものであることを、エドストローム氏自身の

口から聞かされて、私は感激に胸がつまる程強い感銘を受けた。又一昨年ローマのIOC総会に先だって、元帥がアメリカのIOC委員ガラント氏に寄せられた書簡は昨年総会の席上で披露され、元帥が日本のオリンピック復活に絶大の支持を与えていられることが明らかにされた。私が直接知るかぎりでも、このような暖い心遣いが為されたことをここに公表して、改めて元帥の配慮に万腔の感謝と敬意を挙げたい。」(『体協時報』一卷五号、四一頁、一九五一年五月、日本体育協会)

(4) 一九四九年度、第五回国会、スポーツ振興に関する決議、『近代教育制度資料』第三三卷、二五一頁。

(5) 『朝日新聞』一九五〇年六月二十四日。

(6) 一九五二年、リッジウェイ司令官も、日本のオリンピック募金運動に対する協力について声明を発している。(一九五二年四月三〇日、『理事会議事録』日本体育協会)

(7) 「国民大衆のスポーツ要求を犠牲にする中でオリンピックを遂行しようとする考え」と一応定義しておく。もっと深い内容については漸次明らかにしていくつもりである。

(8) その主なものは、

1、高校生を対象としたもの

(1)、冬期競泳選抜選手合宿練習会、一月九日～十五日。

(2)、合宿練習水泳大会、一月十三日～二月十六日。

(3)、春期合宿練習、四月十日～十九日。

2、国際大会候補選手を対象としたもの

(1)、関東競泳・水球・飛込合同合宿、四月十五日～五月五日。

(2)、関東女子競泳・飛込合同合宿、五月六日～五月三十一日。

(3)、全米選手権派遣選手合宿、七月二十七日～八月十二日（日本水泳連盟機関誌『水泳』第八四号・八五号・八七号）。

(9) 前掲書、第九四号・九五号、一九五二年六月。

(10) 『朝日新聞』一九四九年十二月六日。

(11) 前掲紙、一九五一年四月十二日。

(12) 清瀬三郎氏はこの時、国内委員会の総務主事となっている。

(13) ちなみに、丸山真男氏は、従来のナシヨナリズム意識の社会的分散現象を指摘し次のようにいった。「……さらに徹視的な観察を下すならば、今日大衆の間で流行をきわめている競馬、競輪その他スポーツ娯楽の中で、広範囲に軍国的な勝負観念が『自濟』を行なっている。オーティス・ケリー氏はシールズ軍との日米野球を見に行つて最初は日本に勝たせたいと思つたが、観衆と選手の態度を見てむしろシールズ軍が勝つたことを喜んだといい、さらに古橋遠征の場合のラジオや新聞、否、日本中の沸きかえり方をながめて『このままでいいのだろうか」と真剣に考えた。平和の道具で『敵前上陸』した気合である』（日本の若い者、二八三頁）と卒直にある危惧を訴えている。つまり過去のナシヨナリズムの精神構造は消滅したり質的に変化したというより、量的に分子化され、底辺にちりばめられて政治的表面から没したという方が正確であろう」（日本におけるナシヨナリズム、一九五一年、丸山真男、増補版『現代政治の思想と行動』一六七頁、傍点筆者）

2 学徒の対外競技基準の緩和

体協がオリンピック主義へと転換していった事實は学徒の対外競技基準が緩和されたことの名かにも見ることができ。学徒の対外競技基準は、一九四八年、「民主化」政策の下で、健全なスポーツを全ての学徒に行なわせるとい

う、「民主体育」の理念にそって出されたものであった。「民主体育」の理念を支えていたものは、当時の大日本体育会の主流（清瀬理事長に代表される）と文部省体育局との結びつきであり、このラインを一層強化していたものは、吹きすさんだ戦争責任者の追放が文部官僚から、平沼亮三、久富達夫など大日本体育会の幹部にまで及んだことであつた。

ところが、一連の文部省官僚統制機能の破壊ないし弱화를指向していた占領軍の政策は一九四九年五月「文部省設置法」として具体化され、文部省の組織も、「権力機関からサービス機関⁽¹⁾」と変革をとげることになった。その結果、体育局は存在理由が薄弱であるとして廃止されることになった。体育局が廃止されたことは、官僚統制機能を弱めることになり、学徒の体育・スポーツの問題が、文教政策の反動化の動きに比して長く「民主化」の線を維持し続けることができた大きな理由となった。

たとえば、一九五〇年五月体協内に設けられた「学徒スポーツ審議委員会」がそのことを卒直に物語っていた。この委員会は、運動部員の大量落第事件や、少年野球を始め各種の大会における主催者の乱立等の問題を契機に、その是正を目的に設置されたもので、文部省を始め、日本体育協会、全国高等学校体育連盟、各新制大学、大学体育研究会、日本学生野球協会、スポーツ医事研究会、各種目別競技団体など全国の体育・スポーツ関係団体の代表によりなり、学徒のスポーツ問題を審議する機関として発足した。そして、一九五〇年十二月には、青少年の全国大会や防犯協会、読売新聞社の共催する少年野球全国大会は好ましくないという通告を発したり、一九五二年には「学徒スポーツ（対外競技）について」というパンフレットを作成し、全国関係団体に配布した。これは、放縦になりがちな学徒に、ス

スポーツのアマチュアリズムを理解させ、その思想を普及し、健全な娯楽として行なわれるよう適正を期すること、つまり、スポーツは学校教育の一環として行なわれなければならないことを謳い、又主催者の乱立傾向にある対外競技に対しては、その開催参加基本方針を明らかにするということ、スポーツのあり方を示したものであった。⁽⁴⁾これらは総じて、学徒の対外競技基準の精神を踏襲するものであった。

しかし、体協の動きは、戦後初めて参加するヘルシンキ・オリンピック大会を中心にして胎動していた。すなわち、組織問題では「体育とスポーツの団体を夫々独立的に組織する」という⁽⁵⁾「体協二本建」論の出現であった。それは「体育団体」では国内関係の事業を、「スポーツ団体」では国際関係の事業、特にオリンピックに関する事業を行なうというものであり、この考え方の背後には、「オリンピック主義」を妨害されることなく推進できる組織体制の確立⁽⁵⁾というねらいがあったと思われる。これが地方体協に示されると、地方の実情からいって「地方での二本建は許されない」と激しく反対され、逆に「現在の組織は地方協会も入っているが、各委員会はスポーツ団体が中心であるから、地方協会の意見は容れられていない」「スポーツ団体の独善が多かった」⁽⁶⁾従ってむしろ「地方協会」の意見が反映されるような組織体制をつくることを考えるべきではないかという意見が強く出された。このことは、「オリンピック主義」を押し進めていくことと、地方体協の要求とが矛盾するものであることを物語るものであった。しかし、結局五二年に寄附行為は改正され、従来の組織の中に日本オリンピック委員会が新たに設けられ、これに独立性が与えられた。

こうした動きの中で、ヘルシンキ・オリンピック大会に戦後初めて参加した。しかし成績は全く振わず、水上・陸

上ともに惨敗を喫した。この原因の一つに学徒の対外競技基準の存在が考えられたのは当然であった。水泳競技連盟、野球連盟、フィギュア・スケート競技連盟などは、表だって緩和要求を出した。この主役は、もとより水泳競技連盟であった。水連は、戦後一貫して中学生の全国大会参加要求を出し続けていた。すなわち、一九四七年第二回国民体育大会に中学部門を加えることを計画し、各競技団体の了解をえて同年より中学全国大会を実施することを決定した。しかし、CIEより文部省を通じて、「国民体育大会は全種目を通じ中学校三年以下は幼年の故をもって参加できない」旨の通達があり断念した。四八年第三回国民体育大会に実現を期し、体協加盟競技団体に対し「水泳の中等部門の参加実施のためには、これによって他の競技に波及することが一番大きな問題であるから、水泳中等部門が加わっても、他の競技団体は水泳の特殊性を認め、この際中等学校部門に加えるということを申し出ないようにしてもらいたい」と懇請した。そして、パリ大会以来、ロスアンゼルス大会等の中学生の活躍の実績を説明し、各競技団体の了解を求め、三月二十四日の評議員会において「中等学校生徒の参加禁止の件につき、水泳種目に限りその特殊性に鑑み別途考慮することができると決議させ、更に六月九日の理事会で「水泳の中等学校参加の件は水泳のみとし、他の種目には波及しないこと」を再確認し、体協としては「水泳に限り国体に加える」ことを承認した。ところが、文部省体育局長より「CIEとの話し合いでは、水泳のみの除外例は認め難い、中学校の優秀選手に出場の機会を与えることは了解できるが、地方大会でもさしつかえない。」とCIEの意志の報告があり、再び現実不可能となった。その後文部省から四八年に学徒の対外競技基準が出され、五〇年には、体協の学徒スポーツ審議委員会より「学徒のスポーツ（対外試合）について」が出され明文文化された。これに対して水連は、第二項、第三節の「競技会に参加者

が宿泊を要しない程度の小範囲及び規模に留むこと」について特例を認めることを主張するが、認められていなかった。(7)

そしてヘルシンキ・オリンピック大会後水連の高石氏は「メルボルンには必ず勝てると信じている。またそうすべきた。ヘルシンキの敗因は主力が年をとりすぎていた。水泳に一番よい年齢は二〇歳前である。戦前は小学校で水に入り、中学校で基本訓練をうけ大学で仕上げをするという一本の線がながっていた。いまはそれが切断されている。一二一八歳までの一番重要なきが空白になっている。現在のように中学生の競技会を制限しないで、日本の水泳に完全な一本の成長線を通してもらいたい。この線が通ったら、われわれが黙っていても日本の水泳は強くなる。」と述べ、又田畑氏も「いまの日本に若い優秀な選手が出て教育上なげ悪い。これをのばしていくのが教育の本質ではないか。昔のオリンピック選手の北村君、宮崎君らは悪くなるどころか、むしろりっぱにやっている」と基準緩和を要求した。(8)

結局、水連を中心とした競技団体の強い要求によって基準は緩和されるのであるが、その直接的契機は、水連が、ヘルシンキ・オリンピック大会に、中学生の宮部しずえ選手を潜かに参加させるといふ非常手段に訴え、問題を起したことによる。これがセンセーションをまき起し、生徒スポーツ審議委員会に特別委員会が設けられ、そこでこの問題が審議されるが、結果としては、「特例として認める」ということになってしまうのである。

その後、スポーツ審議委員会は寄附行為の改正に伴い名称を生徒体育審議会と改めるが、五二年十二月には「中学生徒の全国選手権大会、オリンピック大会の参加問題については、当該競技団体に反省をうながすと共に、今後の

解決につき文部省と接衝することとし特に水泳競技については、従来の中学生年齢層の成績から見て特別の考慮をほ
 らわれたいという水連側の意見を尊重して、その実現化をはかることとする」と決議し、そして、文部省の依頼を受
 けて学徒体育審議会では「学徒スポーツ（対外試合）について」の審議を行ない本文の改正を行うに至るのである。
 これにもとづき文部省は五四年五月改正された通牒「学徒のスポーツについて」を発表した。水連の非常手段による
 強行突破が功を奏した訳である。

かくして基準は改訂された。改訂の主な点は、①これまで小学校は校内競技にとどめるといつていたのが連合運動
 会をやってもよいということになった。②中学校では校内競技中心が望ましいといつていたのが、これは消えて、県
 内の対外試合だけでなく、隣県とのブロック大会はよいとされた。個人競技では、全日本選手権大会や国際競技会に
 参加させる道がひらかれた。③高校では個人の参加回数がきめられたというものであった。

本来であるならば、学徒の対外競技基準の問題はすぐれて学校体育の問題であるから、文部省の諮問機関である保
 健体育審議会で審議されるべき問題であるが、それが体協内にある学徒体育審議会で審議され、文部省はそれにもと
 づいて改訂を行なっているのである。このように基準緩和の要因は、直接的には水連の一貫した強い緩和要求があつ
 たからであるが、それを可能ならしめた体協と文部省との組織的・機能的結合があつたことも無視することのできな
 い問題であった。

(1) 柳久雄・川合章編『現代日本の教育思想』戦後編、六七頁。

(2) この間の事情を体協時報は次のように説明している。「昭和二四年までであった体育局は連合軍側の示唆によって抜く手も

見せずに一刀兩断のもとに片づけられたもので、当時の体育局長は本会東専務理事であったが、何らの予告もなく解消せしめられたのであった。体育が局になるならば地理も歴史もみな局にすべきである、というような論議が勝ちを制したといわれる。」

(3) 『体協時報』第六八号、一三頁、日本体育協会)

(3) 文教政策の反動化の動きを追ってみると、

一九四九・七・九、イールズ、共産主義教授を大学から追放せよと演説。

一九五〇・九・三十、第二次米教育使節困報告書発表。

一九五一・十一・十四、天野文相、国民道徳実践要領(天野勅語)発表。

一九五二・八・五、岡野文相、修身科復活を言明。

一九五三・六・二十五、戦犯旧内務官僚大達文相、文教改革の基本表明、道徳社会科の拡充の意向表明。

一九五三・十、池田・ロバートソン会談。

一九五四・一・九、中教委「教育の中立性維持に関する答申案」決定。

一九五四・三・三、文部省「二回の偏向教育の事例」国会に提出、旭ヶ丘中学事件。

一九五四・五・二十九、教育二法成立。

一九五五・八・十三、「うれうべき教科書の問題」刊行。

一九五五・十二・十六、清瀬文相、紀元節復活言明。

(4) 「学徒のスポーツ(対外試合)について」の前文には次のように述べられている。

「アマチュア・スポーツは元来、健全な娯楽として行なわれるものであるが、それが適正に行なわれる場合には、楽しみがえられるばかりでなく、その上に心身を益することがまことに大きい。ここに学徒のスポーツが学徒自身にとって重要な意義

をもつ所以があるのである。

従つて生徒のスポーツは、全て学校教育の一環として行なわれるべきであることは勿論であるが、生徒スポーツが漸次大きな社会性をもつようになって、それに対する生徒自身の心構えの不足や或は学校、競技団体等の管理の不足、または第三者の心なき取扱ひなどのために本来の意義を失ひ、生徒に対して、近時害毒を流すに至る事態が起りつつあると思われ、又將來起ることも予想されるので、ここに我々は、次の事項を掲げて各方面の注意を喚起し、その協力を得て健全な生徒スポーツの振興を希望せんとするものである。」(『日本体育協会五十年史』七七頁、日本体育協会)

(5) 一九五二年十一月八日、理事と地域代表支部長との懇談会、『体協時報』第十九号、一九一頁。

(6) 前掲書、一九一頁。

(7) 『体協時報』第二七号、二七二～二七四頁、一九五三年十月、日本体育協会。

(8) 対外競技の制限はどうなったか、丹下保夫『体育技術と運動文化』一二五～一三五頁参照。

(9) 『日本体育協会五十年史』八〇頁、日本体育協会。

3 スポーツ振興会議の発足と日本体育協会

体協のもつ理念が「オリンピック主義」へと転換し、次第に「オリンピック主義」に内実が附与されていくその契機となったものは、一九四九年五月に発足したスポーツ振興会議であった。スポーツ振興会議発足の背景となったものには二つあった。第一は、文部省体育局の廃止に伴ない、その機能が各省に分散され、体育・スポーツ問題を行政的に統轄するところがなくなるという時にあたり、GHQ民間情報教育局長ニューゼント中佐から「スポーツ団体を

強力に援護し、スポーツの正しい与論を起し、これが施策の上に実現できるような機関を組織する必要はないか」という示唆があったことであり、第二は、戦後高まってきた国民大衆のスポーツ熱を強く刺激した古橋の驚異的な活躍と、それによって呼び覚められた敗戦国民の純粋な民族意識であった。

永井IOC委員がローマIOC総会に出席し、日本が次のオリンピック大会に参加できる見透しがついた一九四九年四月、国会では川崎秀二を始めとしたスポーツ議員連盟が直ちに活動を開始し、四九年五月十日「スポーツ振興決議」が国会に上程され、民主党から共産党に至る党派を越えた満場一致で可決された。そして続く五月二十六日、スポーツ振興会議創立総会が開かれた。この委員には、議員連盟、体協、学生野球協会、レクリエーション協会、体育指導者連盟などを始めとし、労働組合の代表までが加わっており、あたかも国民の期待に応えるにふさわしいかの様相を呈していた。そして会議は、「スポーツ界の発展の障害となっている今日の経済状態のうちとくに施設、資材、課税など直接国政とも関連のある問題の隘路を開する」と同時に「行政機構のあり方」を始めとしてスポーツのあり方を確立するための諸方策を打ち出すということを課題として掲げた。

一方、体協は当時この会議に対して懐疑的な態度をとっていた。体協は戦時中政府の外郭団体として皇国民鍛成のための事業を行なうことを余儀なくされ、スポーツ活動は殆んど抑圧されていたというニ、ガイ経験をもっていた。この戦争体験から「スポーツと政治との結びつきは、スポーツの発展を阻むものである」という考えが広く存在していた。従って政治家の集まりであるスポーツ議員連盟が主宰するスポーツ振興会議に対して懸念を抱いていたのである。それは「①体協の目的と同じではないか、②スポーツの政治化とはならぬか、③国策的スポーツに支配されることに

ならぬか⁽⁵⁾というものであった。このような会議に対する懸念に対して「本会議は事業団体ではない。スポーツの共通問題を政治に反映せしめ、これを推進せしめることが目的である」との清瀬理事長の説明により「結局、現下の状況としては、別に強力な推進団体はこれを必要とする⁽⁶⁾」とのことで意見の一致を見、体協もこの会議に参加していくことになるのである。日本で最大の民間スポーツ団体である体協がこの会議の推進母体となっていたのは当然の成り行きであった。体協からは四〇名の委員が選出され、仮事務所も体協内におかれた。又、総会なども国民体育大会を機会に開催されるといった状況であったため、体協の付属機関のような観を呈していた。この会議は「事業団体ではない」とされていたため、残された具体的成果はあまりなかったが、その主なものをあげるとすれば、①スポーツマン綱領を作成したこと⁽⁷⁾、②オリンピック誘致と国民運動の展開に関する件の決議を行なったこと⁽⁸⁾③体育行政の強化拡充に関する件の決議を行なったことなどであった⁽⁹⁾。

スポーツ振興会議が、占領軍の示唆にもとづき国会スポーツ議員連盟、つまり政治家を中心として発足し、その中に体協が参加していったということは、しかも、「大衆化」の立役者、清瀬理事長がその積極的推進者になったということは、清瀬氏の「大衆化」構想の限界を示すものであった。と同時に「オリンピック主義」への道のみならずから開くものであった。すなわち後に見るように「オリンピック主義」は、体協が国家権力と結合していくにつれて一層強化され、内実が付与されていったからである。スポーツ振興会議への参加はその先鞭をなすものであった。いい換えれば、民間スポーツ団体としての性格を放棄することにつながっていた。会議の発足によって、体協の要求を政府に出し、政府からの要求を受けていくというパイプが通じ始めたのである⁽¹⁰⁾。

(1) 『体育』一九五〇年二月号、六頁。

(2) 「スポーツ振興に関する決議」とは次のようなものである。

「スポーツの振興は、わが国民をして日本再建の氣力と体力とを振起し、且つ、国際市民としての教養と品格を高めるものと確信する。

本院は、さきに国際オリンピック実行委員会が日本のオリンピック大会復帰をIOCに勧告したことを深く感謝すると共に、政府はこの機会に一段とスポーツ振興についてその施策を進めスポーツの民主的発展と育成のため速かに適切なる措置を講ずべきものと認める。

右決議する。」(一九四九年、第五回国会、『近代教育制度資料』第三三卷)

(3) スポーツ振興會議の構成団体と人数は次の通りである。

体協・四十名(二十七団体―二十七人、地方ブロック―九人、本部―四人)

学生野球協會・十名

社会人野球協會・二名

日本レクリエーション協會・二名

高等学校体育連盟・二名

日本体育指導者連盟(文部省、一般学識経験者として二十五名)

産業別労働組合會議・五名

日本労働総同盟・五名

日本教職員組合・五名

戦後日本のスポーツ政策

日本経営者連盟・五名

日本放送協会・二名

日本オリンピック協会・二名

日本新聞社協会・二名

一般学識経験者・五十名

教育委員・九名

生産販売・十二名

都道府県より(教育委員を含む)・九十二名

(4) 課題として掲げた問題は、具体的には次のとおりである。

- 1、施設・用具・資材・課税などの隘路の打開、
- 2、スポーツの民主的発展を目標とした行政機構及び民間スポーツ組織のあり方、
- 3、スポーツ競技会運営の具体的方策、
- 4、スポーツ憲章の設定、
- 5、スポーツの国際的問題に対する援助
- 6、アマチュアリズムの高揚、
- 7、体育指導者の育成強化の具体的方策、
- 8、体育功労者の表彰、
- 9、プロ競技の発展に対する協力。

(スポーツ振興策について、川崎秀二『体育』一九五〇年八月号、一五頁)

(5) 一九四九年度、第二回理事会議事録、日本体育協会。

(6) 一九四九年度、第四回理事会議事録、日本体育協会。

(7) 「オリンピック主義」を押し進めていくためには、スポーツを美化し、スポーツマンシップを美化し、スポーツマンを神聖化しておく必要があった。そのようなオブラートでスポーツマンを包んでおくという役割を担っていたものが、アマチュアリズムであり、このスポーツマン綱領であった。

スポーツマンに対する抽象的・観念的なお説教を次に掲げるスポーツマン綱領の前文だけでも読み取ることができる。

「スポーツマン綱領」

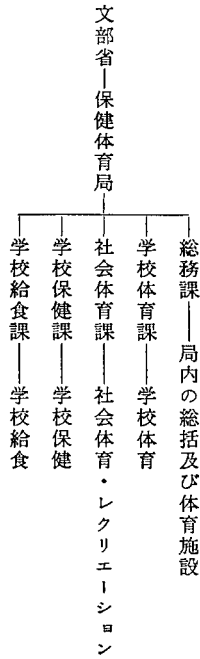
スポーツは人間だけがもつ文化の一つである。これをより高く美しいものにするためには、スポーツを行なうものの精神とそれをとりにくく環境の清らかなことが必要である。美しいスポーツマンシップは、このような世界の中に生れ、やがて生活を導く基として社会のために貢献するであろう。故にスポーツマンは競技場にあるとおなじ精神と態度で生活し、りっぱな社会人でなければならない。ここに真のスポーツがあまねくゆきわたり、すべての人のものとして発展することを希い、スポーツマン綱領を定めた。」(『日本体育協会五十年史』一〇二頁、日本体育協会)

(8) 一九五〇年度総会では「オリンピック国内態勢確立参加資金に関する件」を審議し、「オリンピック後援会を、本会議、体協が中心で組織して一大国民運動を起す」ことを決定している。(『第五回国民体育大会報告書』一一五頁、日本体育協会)
一九五二年度総会においては「オリンピック誘致に関する件」を審議し「第十七回オリンピック大会を東京に誘致することについては、現在、ローマ、アテネ、その他十五都市の立候補地があるので樂觀はできないが、極力この線で努力すること」を決定。(『第七回国民体育大会報告書』一八四頁、日本体育協会)

一九五三年度総会においては「オリンピック誘致に関する施設並びに国民運動展開に関する決議」を行なっている。その全文は次のとおりである。

「第十七回オリンピック誘致については、ローマ、ローザンヌ、サンフランシスコ等十一ヶ国と並んで東京都も立候補を宣言した。これを開催するための施設も、先ず室内体育館を官費四億円で着工し、主競技場の決定も目下慎重に検討が続けられている。この際、オリンピック設置要綱により国民運動として強力に展開する。」（『第八回国民体育大会報告書』一八七頁、日本体育協会）

(9) この件については、一九五二年総会において「地方体育行政機構の拡充強化に関する件」として具体的に内容まで提起された。その案とは次のとおりである。



（『第七回国民体育大会報告書』一八四頁、日本体育協会）

一九五三年度総会では「体育行政の強化拡充に関する決議」が行なわれている。（『第八回国民体育大会報告書』一八七頁、日本体育協会）

(10) オリンピックに関して例をあげるならば、一九五一年十一月三十日、吉田首相が参議院条約委員会で「オリンピック選手派遣について政府は協力しない」と発言したのたいていして、スポーツ議員連盟は「政府は積極的に援助すべきで、派遣費の半

額程度を支出すべきだ」という申し合せを行ない、衆議院予算委員会で吉田首相に質問した。(『朝日新聞』一九五一年十一月一日)しかし、政府の態度が派遣に対して消極的であることがわかったので十一月十六日には天野文相を招き、スポーツ議員連盟、スポーツ振興会議と体協との共同主催で、林スポーツ議員連盟会長並に星島スポーツ振興会議議長を始め多数の議員と体協側からは東会長以下オリンピック種目団体代表が集まり、オリンピック派遣に関する原則を聞く懇談会⁽¹⁾を開催し、決議文を手渡した。(『ヘルシンキ・オリンピック大会報告書』五六頁、日本体育協会)

第三章 オリンピック主義の強化

1 教育の反動化とスポーツ

一九五〇年の朝鮮戦争を契機として、サンフランシスコ条約から行政協定に至り、初期の教育の「民主化」政策は完全にすて去られ、対米従属の下に反動化の過程に入った。一九五〇年に来日した第二次教育使節団は「極東において共産主義に対抗する最大の武器の一つは、日本の啓発された選挙民である」と公表して教育における反共主義を明確に打ち出した。同年八月、吉田首相は文教審議会において「日本を速やかに列強の一員に加えなければならない。それには真の愛国心と国家の中心となる健全なる精神の所有者を育成することが必要である」と演説。一九五二年九月には、自由党議員総会で「二〇〇〇億の予備隊経費をもって、これを再軍備なりと称するものは一笑に附してよい。物心両面から再軍備の基礎を固めるべきである。そこで精神的には教育の面で万国に冠たる歴史、美しい国土などの地理、歴史の教育により軍備の根底たる愛国心を養わなければならない」と演説した。この「自衛のための愛国心⁽¹⁾の

育成」ということが、その後の教育政策の基軸となっていくのである。

文部省は、この方針にもとづいて、国旗掲揚と国歌斉唱を各学校で実施するよう通達を出し、五〇年五月に就任した天野文相も、教育勅語に代るべき「国民道徳実践要領」の必要を説き、一九五一年十月の参議院本会議では「国民の道徳的中心は天皇にある」とまで発言するに至った。ここには、戦後国民の中に分散してしまった旧意識や伝統的精神を何とか覚醒しようというねらいがあった。

このような動向に支えられて、「オリンピック主義」は急速に強化されていった。

一九五二年、戦後初めて参加したヘルシンキ・オリンピックは、国民の期待に反して惨敗に終った。この大会の特徴は驚異的な記録の向上であった。陸上では世界記録が十四、オリンピック大会記録が百を越え、水泳ではオリンピック記録を破っても予選も通過できないありさまであった。特に初参加した社会主義国ソビエト選手の活躍はめざましく、アメリカを凌いで王座に踊り出た。ソビエトは、社会主義制度特有の選手養成法、コーチ養成法、トレーニング法を披露した。このような内容をもったヘルシンキ大会が、日本のスポーツ界に大きな影響を及ぼしたことはいうまでもないが、就中、強く印象づけたことは、外国選手と比べ、日本選手は精神力においても体力においても劣っているということであった。オリンピック大会日本代表団長の田畑政治氏は、大会での敗因を敗戦による青少年の自信の喪失と物質的窮乏が大きかった結果であると述べ、特に精神力は「スポーツによって鍛え上げるのが一番有効である」として「国家再建のためのスポーツ」を標榜した。すなわち、国家再建の基礎となる精神力つまり民族的自信をスポ

トツによって回復しなくてはならないと考えたのである。そのために必要なことは、当然のこととして、国際試合で「何としても日の丸をあげる」ということであった。この意識を強くもたしめたものは一九五四年マニラで開催された第二回アジア大会における日本選手の活躍であった。大会報告はそのことを卒直に物語っていた。すなわち「この大会の入場式は、大衆席では罵声が相当すさまじいものがあり、覚悟はきめていたものの、あまり気持はよくなかった。しかしこの悪感情も競技の進行につれて日本が各種目に圧倒的強みを見せて、やつぎばやに国旗をあげ国歌を奏させるようになると一変して、閉会式の行進では罵声はまったくなくなり、万才の声ばかりとなった。ちょうどヘルシンキ・オリンピック大会で開会式の際一般観衆や各国選手から冷い眼で迎えられるようになったのと同じであった。実力を発揮するにつれて、観衆からも各国選手からも敬愛の念をもって迎えられるようになったのと同じであった。競技に出る以上はどうしても勝たねばならないことはヘルシンキ大会のソ連の例を見てもまた今回のマニラ大会の例を見ても明らかである」(3)(榜点筆者)と。

国際スポーツ大会において、「勝つ」ことに対して与えられる賞讃の念は予想以上に大きいものがあつたのである。ともあれ、一九五二年のヘルシンキ・オリンピック大会以降、水泳競技連盟は、選手養成制度の確立に重点をおくことを確認し、陸上競技連盟も科学研究を重視するようになってくる。そして五四年アジア大会の年、学徒の対外競技基準は緩和され、水泳競技連盟は選手養成制度の具体化として、中学生の全国通信競技大会や優秀選手を集めて技術指導を行なう水泳教室などを開催するようになった。陸上競技連盟でも全国放送陸上競技会や陸上競技教室を開催

するようになった。五六年のオリンピック・メルボルン大会向けの選手養成は、強い使命感に支えられて展開していったのである。

一九五五年七月、体協は「スポーツの振興が民族の興隆と国家の繁栄のための緊急の要務であることは今更多言を要しないと思います」として「スポーツ振興に関する意見書」を政府各方面へ提出した。それは「我が国においては、国防問題は暫く措くとして、スポーツによって青少年に明朗闊達な精神を涵養すると共に、頑健強靱な体力を育成し、併せて、スポーツの国際交流により青少年の視野を広め、外国人に対する徒らなる反感蔑視乃至は卑屈なる劣等感を払拭して、偏狭なる愛国心を排除し祖国再建に寄与すべく要請されることは諸外国以上のものがあると思います」というものであり、民族的・国家的観点から青少年の体力と愛国心の育成のためスポーツの振興に意を注ぐべきではないかと政府に働きかけたものであった。

一方、一九五四年十月には、鳩山内閣が成立、二大政党時代に入り、階級矛盾も一段と深まってきた。教育政策においても、五三年の池田・ロバートソン会談(よ)により定式化された反動的内容を強行していく段階に入った。すなわち、五四年五月には「教育の政治的中立に関する二法律」を強引に通過させ、さらに五六年には、従来の教育委員会法を廃止して「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を成立させ、反動教育の体制的再編成の骨格をつくり上げた。これらの法律を通過させみずから「党の番頭」をもって自認する文相・清瀬一郎は、五六年二月、衆院内閣委文教委連合審査会で「日本人の理想というものは外国人にわかるうはずがない。したがって、日本民族、日本国家および日

本個人の理想を反省して、その理想に到達すること、すなわち、道義律を考え直すことが大切である」として紀元節復活の意志を表明した。また、戦後教育の基本原則となっている教育基本法をコスモポリタニズムであると批判しその改正意思を表明した。すなわち「現在の教育基本法なり学校教育法はみなよいことが書いてある。しかしあれは世界人としてコスモポリタンとしてよいのである。日本人は郷土を愛し、同胞を愛し、人に親切で勤勉でそれから又勤勉なる結果として、勤勉の成果たる所有権を尊重する。……わが政党は教育内容を改善して、祖国愛の涵養と、国民道義の確立と、よりよい伝統の尊重と正しい民主主義の教育を徹底させなければならぬ」と。清瀬文相はこのように復古的なナショナリズムと愛国心の教育に異常な熱意をそそいでいたのである。

この清瀬文相が、五五年十二月、体協の意思を受けて立つかたちでスポーツ振興に対する積極的態度を表明した。彼は「日本青年をコスモポリタンにするな。文部省としてはスポーツを管理する気持ちは全然ない。……日本人としての自覚を高めるためにスポーツの良い面を大いに伸長して、特に精神的に及ぼす影響を重視してこの点を強く青少年に強調したい」(傍点筆者)と述べ、スポーツによって培われる精神が清瀬文相の求める教育理念と何ら矛盾するものではないことを明らかにした。一九五五年には、衆議院内閣委員会で「スポーツ行政一元化」の問題が論議され始め、又同年九月には、保健体育審議会が、一九四九年以来廃止されていた体育局の設置を建議するなど、オリンピック・メルボルン大会を契機に、権力のスポーツのもつ政治的機能に対する認識が深まり、態度の変化が見られるようになった。

こうした権力の意思に支えられて、体協は五六年のメルボルン・オリンピックに一六七名という大部隊を派遣した

のである。

- (1) 『朝日新聞』一九五二年九月二日。
- (2) 『ヘルシンキ・オリンピック大会報告書』六〇七頁、日本体育協会。
- (3) 『日本体育協会五十年史』三四七〜八頁、日本体育協会。
- (4) 池田・ロバートソン会談の内容は「占領八年にわたって、日本人は如何なることが起っても武器をとるべきではないとの教育を最も強く受けたのは防衛の任にまづつかなければならない青少年であった。……会談当事者は、日本国民の防衛に対する責任感を増大させるような日本の空気を助長することが最も重要であることに同意した。日本政府は教育および広報によって、日本に愛国心と自衛のための自発的精神が成長するように空気を助長することに第一の責任をもつものである。」(傍点筆者) (『朝日新聞』一九五三年一〇月二十五日)
- (5) 『衆議院文教委員会会議録』一九五六年二月二十一日。
- (6) 前掲書、一九五五年十二月六日。
- (7) 『体協時報』第五二号、一九五五年十二月、日本体育協会。

2 ラグビー・フットボール協会の脱退とオリンピック主義の強化

オリンピック・メルボルン大会参加は、体協にとって一つの大きな転換点を意味した。その端的な現われが、一九五六年六月のラグビー・フットボール協会脱退事件であった。第十七回オリンピック大会(一九六〇年)東京招致が一九五二年には東京都議会で、五三年には衆議院第十五回本会議で決議されて以来、体協においてはその実現の本格

的工作が開始された。メルボルン大会にできるだけ大部隊の選手団を派遣しようとするのもその現れであった。大部隊の選手団派遣のために、まず問題として浮び上ってきたことは、派遣費をどこから調達するかという問題であった。⁽¹⁾分担金や寄附を頼っている地方府県からは苦情が出され最早これ以上都合主義の募金態勢では目的を達することが不可能であるというところから、オリンピック委員会では競輪から寄附を仰ぐことを決定、五四年十二月理事会で正式に決定、通産大臣を始め、関係方面に依頼状を提出した。⁽²⁾そして翌五五年七月、同趣旨を盛り込んだ請願書を第二回国会に提出した。これは全会一致で採択された。⁽³⁾

ところがこれに対してラグビー・フットボール協会は強い反対の意思を表明した。そして五五年十一月、全国理事会を開き、体協会長に対し、評議員会の開催と再審議を要望して意見書を提出した。その内容の主な点は、①アマとプロが判然としなくなってきたときこそ、オリンピックという機会に体協がむしろ範を示すべきではないか。②全世界の注目的であるオリンピックに参加する際、その国の国内事情、国際的な立場を考えて派遣人員などを決めるべきである。例えば、アジア諸国に対して日本はまだ賠償がかたづいていない。③青少年のオリンピックに対する清純な夢を壊すことになる。④無軌道に競輪に走り、多くの庶民が悲劇を招いている。そのような庶民のフトコロから出た金をオリンピック派遣にあてることはできない。など、いわゆるオリンピックを美化した気高いオリンピック精神、つまり、伝統的アマチュアスポーツ精神に則ったものであった。⁽⁴⁾しかしこれもいれられず五六年六月、ラグビー・フットボール協会は遂に脱退していく。⁽⁵⁾そしてラグビー協会から選出されていた、かつて「清瀬構想」を打ち出した清瀬三郎理事も辞任していく。⁽⁶⁾われわれはここに一世を風靡した「清瀬構想」が完全に体協から排除されていく

姿を見ることが出来る。

一方競輪から寄附を仰ぐことを主張する水連の田畑政治氏は「……プロ・スポーツの賭収益をアマチュア・スポーツのために使つて悪いなどという論議は世界中どこにも通用しない。国際オリンピック委員会々長ブランデー氏のときは一笑に付していた。どうもラグビー協会在京理事の支配的考え方は、自分達は祖国を英国にもつ選ばれた種属だ。何でも全て自分達の命令に従えばよし、然らずんばお前らと対等につき合えるか、という考えに出るのではなからうか。⁽⁷⁾」とアマチュアスポーツをきれいごととして考えることが、如何に時代遅れのことであるかを指摘し、むしろオリンピックに勝つためには当然であるとしてラグビー協会のスポーツ観を批判したのである。

確かに、ラグビー競技はオリンピック種目になく、オリンピックで勝つことは具体的目標となつていなかった。従つて「オリンピックで日の丸を揚げる」という点で、直接国家権力の要求との結合をきたしている水連や陸連とは事情を異にしていたことは事実である。ラグビー競技は、「近代スポーツの祖」といわれるように、近代市民階級が実権を握つた十九世紀のイギリスにおいていち早く誕生し、「道徳的諸資質、すなわち、他人の尊重、忍耐力、たゆまざる勇氣、独立心や克己心および「イギリスを背負つて立つ」性格の力強さや意志の強固さを陶冶するのに役立つ⁽⁸⁾」もの、つまり「ジュントルマン」教育の手段としての性格をもつたものであり、そこから生れてきたアマチュア・スポーツ観は、金銭に左右されてスポーツをすることは賤しいことである、というものであった。日本のラグビー・フットボール協会は、いわばこのような当時のアマチュア・スポーツ観を今日まで最も遵守してきた団体であった。

こうしたラグビー協会が脱退のやむなきに至つたということは、勝つことを大前提として全てを律していく近代合

理主義的スポーツ観が体協の中で完全に勝ちを制したことを意味していた。

ラグビー・フットボール協会はその後脱退しても国民全ての大会であるべき国民体育大会には参加できると主張するが、国民体育大会に参加する競技者を認める団体がなくなったため参加は許されない、ということになり国体から排除される。しかし、実際試合に出られなくなったことから地方の不満が続出し、結局、翌五七年、ラグビー・フットボール協会は加盟復帰の請願書⁽⁹⁾を体協に提出し加盟復帰が承認されるのである。その間わずか一年であった。

われわれは日本のスポーツ団体が、体協の支配下に入らざるをえない現実をここに見ることができるといえる。

(1) オリンピック大会の財源は、例えばヘルシンキ・オリンピック大会を見ると次のとおりであり、全く他力本願的なものであった。

ヘルシンキ大会決算

御下賜金 五〇、〇〇〇

国庫補助金 一五、〇〇〇、〇〇〇

オリンピック後援会支付金 六八、七七〇、三四三

寄附金 五〇九、八四二

(2) 依頼状の前文は次のように述べ国家的観点から国際的競技大会の重要性を強調している。「スポーツが国民志気の昂揚に寄与するところ大なるものがあると同時に、国際文化の交流に、また国際親善の実りを挙げるのに大きな役割を果していることは周知の事実であります。この国家的使命を完遂するために、私たち関係者はあらゆる困難を克服して、オリンピック大

会やアジア競技大会に参加して参りました。しかしながらこの参加には多額の経費を要することは言をまちません。

今日まで私たちは、その資金の調達のために、政府の助成金を仰ぎ、財界の寄附を懇請し、一般国民大衆の拠金を得て漸くこの事業を達成して参りました。然しながらこの調達の方法は今度二年目ごとに開催されるオリンピック大会、アジア競技大会の参加に対して極めて至難なことであり、且現在の経済状態はこの調達運動を継続していくことを許さなくなっております。かくて青年の強い希望であるオリンピック参加も不可能となり、ひいては今後の文化日本を背負う青少年に希望と熱情とを失わせる結果となり、私たち関係者のみならず、国家のためにも深く憂慮するところであります。……」(『体協時報』第三七号、三九二頁、日本体育協会)

(3) 前掲書、第四四号、四八三頁。

(4) 前掲書、第四八号、五四一頁。

(5) ラグビー・フットボール協会脱退理由書には次のように述べられている。

(1) 「日本体育協会がメルボルン・オリンピック選手派遣費用をオリンピック特別競輪大会に求めたことについては、アマチュア・スポーツ団体たる日本体育協会が、かかる方針を決めたこと。

(2) この問題につき当協会と日本体育協会との接衝の爾後処理につき承服できるフェアな態度が見られなかったこと。

そもそも当協会は遠くヘルシンキ大会の時よりオリンピック特別競輪大会に依存し度しとする日本体育協会の方針に対し、真向より反対し、遂に日本体育協会もこの趣旨を尊重して同プランを中止したのであったが、本年のメルボルン大会にそなえて再びオリンピック特別競輪大会を企画し、徹底的にこれに反対した当協会に対しては、ラグビー協会側の意向は充分考慮して自粛して取り行う方針を約しながら事実上世間周知の如き派手なオリンピック特別競輪大会を開催した。

以上の経過よりして当協会は、従来の主張に照し遺憾ながら日本体育協会を脱退せざるをえないことを決意した。

但し、日本体育協会が当協会の考えているアマチュア・スポーツの本道を誤らない方針をとり、当協会と手を握れる時が一日も早く来ることを切望する」

これに対して体協理事会では「日本ラグビー・フットボール協会から提出された脱退理由書については承服できないが、考え方の根本において意見を異にする以上、その脱退願いはこれを承認すべきものとして評議会の議題とする」として脱退願を受理している。(前掲書、第五四号、六三九頁)

(6) 辞任した清瀬三郎氏は、アマチュア・スポーツのあるべき姿を次のように述べている。「……換言すれば競輪からの金でオリンピックに行くということは必ずしもスポーツ人のあるべき道ではないという考え方が相当あるということである。私が申し述べたいのは、そんな疑惑のある方法を何故体協が強行してまで人員を揃えねばならないかという点にある。世論が疑惑の眼をもっているこの際『体協はどうしてもこれだけの人員を派遣したいからこれだけの費用を希望する。しかしかかる疑わしい調達方法は敢然断念して浄財の許された範囲に於て参加したい』という態度をきめてもらいたかったということである。このままほったやりしていくのと涙をのんで競輪からの寄附を拒否した場合とで、日本アマチュア・スポーツの最高指導者たる立場にある体協が全国スポーツ関係者に与える影響をどうして考えてもらえなかったか、勿論それがために今回のオリンピック参加は苦しいに違いない。否、体協は苦しいがよく我慢してスポーツのフェアプレーの正道を守ってくれたとの世論の感謝の意は案外に一般寄附金の額を増してくれるかも知れぬ。かりにそうでなくとも、長い眼をもって、体協の長い歴史の過程においてこの苦しい人員編成に断固として競輪を拒否し、スポーツ人はあくまで邪と信ずる途は採らなかつたとの輝かしい誇りをもちえたのではないか。……望ましくないことを承知の上で尚敢てこの途をとることと、スポーツマンシップ、フェアプレーを強調すべき立場と……この二つをバランスに掛けて何れを重んずべきやの問をなげかけるであろう。私は後者をえらぶのであるが、信念の相違というより外ない。」(オリンピック派遣費、『体育の科学』一九五六年二月、七二頁)

(7) 『体協時報』第五四号、六四〇頁、日本体育協会。

(8) P・C・マッキントッシュ『近代イギリス体育史』三九頁。

(9) 加盟復帰請願書は、体協の巨大な力の前にラクビー協会が屈服した姿をありありと示すものであった。

「拝啓

貴協会には愈々御隆昌賀し上げます。陳者貴協会東俊郎氏と当協会協睦と一ヶ年に亘り懇談を続けました結果、アマチュア・スポーツのあり方について基本的な点で貴我間の意見は全く一致しましたので、我々は将来相携えてアマチュア・スポーツの発展に努力するため当協会としては昭和三十一年六月十八日付貴協会へ提出致しました脱退願いを全面的に取り消し、再び貴協会に復帰することに決定致しましたに就而右に關する手続き万端何卒宜敷く御取計い被下度御依頼申し上げます。

敬具」

〔『体協時報』第六三号、一頁〕

3 東京オリンピック対策の進行——スポーツ行政の整備

オリンピックで日の丸を掲げることを最大の目的として事業を推進し始めた体協にとって焦眉の問題となってきたのは、財政を如何にして確立するかということであった。ラグビー・フットボール協会脱退事件はこのことの象徴的な現れであった。そこで財政問題解決を主なる目的として政府に対する働きかけが強力に展開していった。具体的には、政府の体育・スポーツ行政を一元化し、行政上の中枢部を設けるということであった。その働きかけは、権力を求める「愛国心の育成」という教育政策と相まって、功を奏し、一九五七年二月、「スポーツ振興審議会」の発足を

契機にスポーツ行政は急速に整備されていく。

一九五五年一月には、東・田畑など体協首脳は鳩山首相を訪問、オリンピック資金援助などを要望、六月には、松村文相を訪問、アマチュアスポーツに対する国庫補助及び振興の件で懇談。七月には川崎厚相、桜田・柳田両議員を訪問、スポーツ行政一元化について懇談。この時柳田議員から「スポーツ振興については政党方面でも強い関心が高まりつゝあるから、民主、自由、社会両派、緑風会に意見書を提出したらよいのではないか」との助言があった。確かに、スポーツに対する政党の関心は高まってきていた。例えば、五月の衆議院内閣委員会においては、社会党田原代議士が「プロ・アマをも含められる部局を厚生省に設置せよ」と質問したのに対して川崎厚生大臣は「与論が支持するならば厚生省内にスポーツ局の様なものを設置したい」と爆発的な答弁をし、体協首脳を勇気づけた。こうした中で体協は前述の「スポーツ振興に関する意見書」を各方面に提出した。川崎厚相は、この意見書に答えるかたちで続く八月、スポーツ局をめぐる川崎構想⁽³⁾を発表した。その内容は朝日新聞で「徴兵検査のようなものには絶対反対だ。スポーツは政府が干渉すべきではなく、民間団体を政府が助長していくのが本筋だ」という意見に象徴されるようにスポーツの国家統制を強く感じさせるものであった。この川崎構想は多くの反対にあいたち消えなくなってしまいが、体育局復活を暗示するものであった。

一九五六年に入り、三月には、体協首脳、スポーツ振興法に関し文部省とこんだん。五月には財政確立の件につき懇談。翌五七年一月には、灘尾文相を訪問、体育行政及びスポーツ全般について懇談。そしてその後スポーツ振興に

関する意見書⁽⁴⁾を石橋総理大臣以下各方面に提出した。

このような系統的な働きかけがあつて、五七年二月七日、衆議院予算委員会の総括質問において、灘尾文相は次のように言明するに至る。「スポーツの奨励には充分意をそそぎたい。スポーツ界が現在、アジア大会、オリンピック大会などを控へ重大な時期に面していることについても、充分認識している。特に国民全般のスポーツ・体育を振興することは大切で、そのためには特別の機関も必要と考えている。文部省の機構についても、十分検討する。その前に、内閣に『スポーツ振興審議会』を設置して根本方針を決めていくようにしたい。」⁽⁵⁾と。

かくして、五七年二月、総理大臣の諮問機関として、法令にもとづく機関ではなくして、閣議決定にもとづく事実上の機関として「スポーツ振興審議会」⁽⁶⁾が設置されることになる。このことは体協の意思が直接内閣という国の行政機構に反映されるようになったことを意味していた。いい換えれば、政府の意思が、体協にストレートに反映されるということの意味していた。三月には「スポーツ振興会議」に対する諮問が出された。それは①スポーツの国民一般に対する普及振興ならびにその国際交流を促進するための根本方針について、②スポーツの国際交流を促進するための方策について、というものであった。これに対する答申が六月に出された。その主な内容は、①行政機構の整備に關しては、文部省に体育主管局を設置すること、②オリンピック大会東京招致に關しては「対策委員会」のようなものを設置すること、③国際競技会の招致や参加に關しては、施設の整備や運営費に対して助成を積極的にすること等⁽⁷⁾であった。これは東京オリンピックを日本に招致するためのスポーツ行政の整備であり、体協に対する国庫補助の途を開くための整備が中心になつていた。事実この答申をテコにそのことが実現されていく。

体協は一九四九年に制定された社会教育法により社会教育団体と指定され、同法十三条により国庫補助は受けられないということになって⁽⁸⁾いた。従って国庫補助を受けるためには社会教育法の改正が必要であった。体協はただちに文部省、衆議院文教委員会、国会議員などに圧力をかけた⁽⁹⁾ことはいうまでもない。そして五七年四月、社会教育法一部改正案は国会で審議されることとなる。参議院文教委員会において灘尾文部大臣は同法案提出の理由を次のように説明する。「……従来こうした社会教育団体については、その団体が自主的組織による民間団体であることにかんがみ、国及び地方公共団体は、これらの社会教育関係団体に対して補助を行なわない方針の下に社会教育法にもその旨の規定が設けられているのであります。

しかしながら社会教育法制定当時とは異なり、現在では全ての社会教育関係団体に対して一律に以上の方針で臨むことについては必ずしも実状に即さないものがあります。

特に運動競技に関して全国的及び国際的な事業を行なうことを主たる目的とする団体においては、当該団体のみの自主的活動に全てを依存してしまうことは殆んど不可能な状態であり、現在このことが社会体育振興上大きな問題になっているのであります。このような団体については、その事業の性格および、規模等にかんがみ、当面の問題として、国は国家的見地からこれを援助する必要があると思われるのであります。これらの民間スポーツ団体の活動を助成するために国は緊急に必要な措置を講ずるよう各方面からも強い要望が起っているのであります。

以上のような理由により、社会教育関係団体のうちで運動競技に関する全国的及び国際的な事業を行なうことを主た

る目的とする団体に対しては、当分の間、国はその事業遂行に必要な経費について助成できる道を開き、これらの団体が円滑に事業を遂行できるようにしたい」と。そして政府委員の福田繁は補足説明して「全国的及び国際的な運動競技に関する事業を行なうことを主たる目的とする社会教育関係団体、たとえば、日本体育協会のように……その事業の規模が全国的であるばかりでなく、国際的性格のものであるので、政府は国家的見地からその事業の助成をはかる必要があるのであります。」⁽¹⁰⁾（傍点筆者）と述べ、更にこの法案の適用の対象としては、あくまでも「全国的及び国際的な事業」であり、「国家的に認められる事業」を行なう団体であって、「運動競技に類するものでございますけれども、問題のレクリエーション活動を行ないますところの団体については、たとえば全国的な団体でありまして、直接この法律の対象にはならない」と述べた。⁽¹¹⁾この法律が東京オリンピックのため、それを遂行する体協のため改正する意図を明らかにした。かくして、一〇〇〇万円の国庫補助が体協に出されるようになるのである。

一九五七年十月には、東京オリンピック招致対策委員会設置が閣議で了承され、⁽¹²⁾五八年一月には、東京オリンピック招致準備委員会が岸首相を会長として発足する。時を同じくして、文部省に体育局が一九四九年以来九年ぶりに復活、体育・スポーツ行政の中樞部ができ上る。そして十月には、第十八回オリンピック東京大会招致に関する決議案が国会を通過するのである。

(1) 『体協時報』第四三号、四六〇頁、日本体育協会。

(2) 一九五五年、第二二回衆議院内閣委員会で、川崎厚生大臣は「……従って従来このような広範な大衆を相手にするスポーツを取扱う一省があってもしかるべきだ、という御意見は当然な御論議でありまして、ことにオリンピック大会等をも招致し

ようとしておる東京都に對しまして、これを政府がバック・アップしなければ、十分なる招致能力も國際的には出てこないと思つております。従いまして、スポーツ行政を近々の機会において一元化し、一元化した際においては、これはどう考えましても、保健衛生との關係並びに對象が次第に青壯年層に移るといふ關係からいたしまして厚生省が主管することが望ましいと考へております……」と述べた後「世論が支持するならば厚生省内にスポーツ局のようなものを設置したい」と発言した。

(3) その内容は、

- 1、学生スポーツを除いた勤労者の全国大会、社会人体育大会を開催し、職場、地域ごとに指導者を養成する。
- 2、男女二〇才になると強制的に身体検査希望者には体力検定を行う。
- 3、アマ・プロ両方の監督指導を行う。
- 4、プロ・スポーツのシーズン制を制定する。

(4) これは一九五七年一月、石橋内閣誕生を機に提出されたもので、会談の折、石橋総理大臣は「党からもスポーツ審議会についてはよく聞いているので善処する」と語り、又石田官房長官は「官制によるものはすぐ出来ないが、映画審議会のようにすればよい。文部省で立案してもらい、閣議決定事案として発足させることは可能である」と語った。

意見書は前文において、スポーツの振興が国家的見地から重要であることを次のように訴えた。

「スポーツの振興が國家の繁榮と民族の興隆に緊急の要務であることはよく認識されているところであります。

昨秋メルボルンで開かれた第十六回オリンピックアード大会において、日本選手団が世界各國選手団にごして活躍したことはまだ記憶に新たなところであります。

本会ではスポーツ振興策が國家經營に極めて重要な施策であることに鑑み、昭和三〇年七月内閣総理大臣を始め、政府各省大臣、国会ならびに各政黨に對し、スポーツ振興に関する意見書を提出して國策としてスポーツ振興策を強力に採り上げる

よう要望いたしました。……

しかしながら……日本民族百年の大計を構想するスポーツ振興方策はかけ声のみに終わっている状態であり、

従つてスポーツに対する政府の施策の総合的一貫性を欠き、行政機構も教育行政の一環として文部省に体育課が社会教育の
見地から存在しているのみの寒心すべき状態であります。

斯くの如く強力なる施策も行政機関も存在しない現状なるにも不拘スポーツを愛する大衆は街に溢れ、スポーツ行事は逐年
増加の一途をたどり、スポーツによる国際交流もいんしんを極めております。

特に一九五八年にはアジア二ヶ国の参加が予想される第三回アジア競技大会の東京開催が予想され、又オリンピック誘致
の前提として国際オリンピック委員会総会も同年東京で開かれる運びになっております。かゝる実情に鑑みわれれば、アマ
チュアスポーツ競技団体三二、四七都道府県支部を代表してスポーツ振興のために国家が強力なる方針を確立して日本民族永
遠の発展を期せられんことを要望し、ここに意見を呈する次第であります。」として次の七項目を提示した。このうち三、六、
七項を除いて後に全部実現することになる。

- 1、スポーツ振興審議委員会（仮称）を設置すること
- 2、文部省内にスポーツ局（又は体育局）を設置すること
- 3、国民体育大会経費の全額を国庫補助とすること
- 4、体協に対して昭和二一年以前と同様の経費補助をすること
- 5、オリンピック東京大会誘致のため、一大国民運動を起し、官民合同の誘致組織を設置して具体的誘致運動を開始すること
- 6、スポーツ指導者養成学校を新設すること
- 7、人口三万以上の都市に必ず総合競技場を設置すること

〔「体協時報」第五八号、七頁、日本体育協会〕

(5) 前掲書、第五九号、一二頁。

(6) この会議は、一九五七年二月十五日、閣議決定により内閣総理大臣の諮問に依じてスポーツの振興に関する緊急な重要施策について調査するために、同時から一九五七年三月三十一日までの間設置されたものである。閣議決定の内容は次のとおりである。

- 1、内閣総理大臣の諮問に依じ、スポーツ振興に関する重要施策について調査するため内閣にスポーツ審議会を置く。
- 2、審議会は法令に基づく機関でなく、閣議決定に基づく事実上の機関とする。
- 3、審議会の委員は二〇名以内とする。委員は学識経験者のうちから内閣総理大臣が委嘱する。
- 4、審議会に会長及び副会長をおき委員の互選によって定める。
- 5、関係行政機関の職員は会長の求めに依じ審議会に出席して意見を述べることが出来る。
- 6、審議会の庶務は、内閣総理大臣官房で処理する。
- 7、審議会の存続期間は、昭和三十二年三月三十一日までとする。

〔「保健体育審議会要覧」第二集、六五頁、文部省体育局〕

(7) 前掲書、六八―七四頁。

(8) 社会教育法は第二条で「この法律で『社会教育』とは、学校教育法に基づき学校の教育過程として行われる教育活動を除き主として青少年及び青年に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）をいう」と規定され、体協は社会教育団体に入れられていた。

(9) その主なるものは、

戦後日本のスポーツ政策

一九五七年二月十三日

国会関係議員及び文部省と国庫補助の件につき懇談

同年三月三日

東会長、東(俊郎) 田畑両専務理事、松沢監事が国会関係議員を訪問、社会教育法改正案の速かな通過を懇請

同年三月二十二日

社会教育法改正案の国会、上程の件で森田部長、竹田主事文部省を訪問

同年四月十二日

社会教育法改正について松沢監事は社会党文教委員と懇談。

(10) 『体協時報』第六一号、八〇一頁、日本体育協会。

(11) 前掲書、一三頁。

(12) この少し前の五七年二月、内閣調査室「調査月報」は『防衛意識の世論調査』という論文を載せ、国家への関心を高めることの意義を次のように説いていた。「戦争の脅威を受けた体験と実感をもった世代がいつまでも支配的であるとはいえない。それを完全に欠いている新しい世代が今や登場して来つつあることは忘れることができない。明せきに国際情勢を洞察し、大胆に十代、二十代にアピールして彼らを組織する者が、明日をリードするといえよう。今後国民一般、なかでも青少年へ国家への関心を如何に高め、その旺盛なる意気を鼓舞するかは日本人の防衛意識形成の中心テーマであり、新しい民族主義育成の精神的風土の培養こそ現代日本政治にとって極めて緊急の課題であるといえよう」(傍点筆者)。

第四章 オリンピック体制の確立

1 「人づくり」政策と東京オリンピック

安保闘争で倒れた岸内閣に代って一九六〇年七月池田内閣が成立した。池田内閣は「低姿勢」を標語として、安保闘争により高揚した国民の政治的自覚を鎮静させ分散させ体制内化させる方策をとるとともに、対米従属の下で日本資本主義の国際競争力の強化をめざす方策を打ち出した。それが「所得倍増」による「高度経済成長政策」であった。これは経済の規模を拡大し、生産性を向上させ国民の中産化をつくり出すことによって政治的安定をめざそうというものであり、同時に、迫り来る「自由化」に対処するため、産業構造の重化学工業化をめざそうというものであった。教育政策もこの一環にくみ込まれて登場することになった。六〇年十二月の閣議では、所得倍増計画の重要な柱は「産業の高度化をささえる技術水準の向上とその主体を形成する人的能力の開発である」(傍点筆者)と表明された。六一年四月には、経済審議会に「人的能力部会」が設けられた。そして翌六二年十一月、文部省から「日本の成長と教育——教育の展開と経済の発達」が発表された。この中では「はげしい国際競争の場において、科学的創意、技術的熟練、働くものの資質などの諸要因が、物的資本や労働力の量に劣らず、経済の成長に寄与するものである……そしてこの新しく着目されてきた諸要因は『人間能力』といわれているものである。この人間能力をひろく開発すること(1)が、将来の経済成長を促す重要な要因であり、その開発は教育の普及と高度化に依存している」として、教育の課題を「経済成長」から導き出し、今後の教育政策が、高等教育への「教育投資」であることを強調していた。更に六三年一月には、経済審議会人的能力部会から「人的能力部会報告」(のちに「経済発展における人的能力開発の課題と対策」六三年十月)が出されハイタレントの計画的開発を中軸とする高等教育の上からの教育制度の全面的な合理

化政策が登場した。そして、戦後の教育は、機会均等に重点がおかれ画一化されていたが、これからの教育は能力に応じるものでなければならないとする教育理念が打ち出された。⁽²⁾ 同月、中央教育審議会は「大学の改善について」の答申を行ない、大学格差政策をうちだし、大学を国家権力・独占資本に奉仕する大学へと転換する意図を明らかにした。

こうして独占資本の教育要求が施策としてストレートに教育に反映されることになった。

ところで「高度経済成長政策」は、労働者に対する合理化攻勢と、国民に対する物価騰貴といった深い矛盾をはらみながら遂行されていった。「成長産業の育成」「産業構造の高度化」等の名目で、国民大衆を犠牲にする中で強引に行なわれたこの政策は、生産力の急速な増強をもたらした。⁽³⁾ 生産力の急速な増強は、当然新たな商品市場を必要とし限界にきた内需から海外市場を求めて輸出の増強をめざす帝国主義的膨脹を必至のものとした。ところが、帝国主義諸国間の矛盾は益々激化の方向にあり、アメリカの「ドル危機」を契機にもたらされた「自由化」の波は海外進出を容易に許さない情勢にあった。日本の独占資本は深刻な事態に直面したのである。そこで、「人づくり」政策を内面から支える新しい国民意識・思想の形成が急迫した政治的課題となってきた。すなわち、独占資本が諸矛盾の解決をみずからの犠牲においてではなく、輸出増強⇨帝国主義的膨脹によってはかろうとする以上、独占資本は国民大衆に賃金抑制その他の犠牲を強いる政策と、それを大衆に甘んじさせるイデオロギーとを不可避的に必要としたのである。

独占資本の代表前田一氏は、日経連第十七回総会で「経済成長への第一年度たる認識を」と題して次のようにいっ

た。「対外的には日清・日露の両戦役に大勝を博し、対内的には経済の発展、国運の振興がめざましかった。大勝の原因は軍隊と経済力に負うところが大きかったとはいいながらも、この力を十二分に發揮しえた所以のものは、日本人の特性である天皇中心主義の思想、一死報国の思想、服従の精神、勇氣・突貫の精神、さらに質実勤勉の精神によるものといわざるをえない。……日本民族が、国民の象徴として、国民感情のよりどころを一点に集めている姿は諸外国にも類例のない国柄であり、民族の姿である。この姿は永遠に持続すべきものである。」(傍点筆者)と。こうして天皇中心主義、服従の精神の再動員がはかられてきた。

一方、池田首相は、一九六三年一月十八日の記者会見で「池田は大国主義だといわれるかもしれないが」と但しをきをつけながら、日本がすでに実力をもった「大国」であることを語り、低開発国への援助(経済進出)の必要を語った。海外へ帝国主義的な進出を行なうためには経済力だけでなく軍事力を背景とする必要があった。そこで「自衛」のための国防観念や、海外進出を使命と認識する愛国心の育成が権力にとって必至の要請となってきた。そして、道徳教育が急速に推進されていく。

一九六二年四月、防衛庁は文部省に対し「高等学校及び中・小学校における社会科の教育の現状をみると、国民に正しい愛国心を説いて国民的自覚をうながし、国の防衛のための必要を教える教育は、はなはだ貧弱で、まったく等閑視されているといっても過言ではない」として「国の防衛について積極的関心を助長するような教科内容の早急な実現を強く要望するものである」という申し入れを行なった。その頃自衛隊は「天皇主義」を中心とした「愛国心」「愛民族心」の思想をさかんに鼓舞していた。林敬三元統合幕僚会議議長は「端的に申し上げれば、自衛隊の基本精

神は『愛国心・愛民族心』であると思います。われわれは、われわれの血を分けた父母兄弟を愛し、妻子を愛し、さらにこれを大きくすれば、これらの人々よりなる日本民族を愛し、また、われわれが祖先伝来住んでおり、さらに子孫に伝えていく山紫水明の国土を愛するのであります。われわれはこの美しい国土に育くまれ、育つて来、また生き継いでいくのでありまして、この民族と国家を愛するという気持というものは、あらゆる日本人の生命から必然に流露する本来の至情であろうと思います⁽⁵⁾と述べ、佐伯喜一防衛研修所長は「天皇は……わが国の象徴として、自衛隊員の敬愛の対象となるべきものであることは当然である⁽⁶⁾」と述べていた。

又、他方では、エドウィン・ライシャワーに代表される「近代化」論の登場があった。ライシャワーは、日本が近代百年のあいだに西欧的な「近代化」をなしとげたアジア唯一の国であり「低開発諸国」は日本を手本とすることができる⁽⁷⁾とし、日本人の「民族的誇り」を称揚していた。

このように、「人づくり」政策を内面から支える国民意識・思想は、民族主義・国家主義や軍国主義から「近代化」論にいたる諸々のイデオロギーによって構成されていた。それは、かつての天皇制イデオロギーのように単一なものではなかった。しかし、これらの諸イデオロギーに共通しているものは「愛国心」であり、そのシンボルとしての天皇、国旗、君が代を尊重するという精神であった。そして何とかこのナショナルなシンボルを国民意識の中心に捉えたいという願ひであった。

ところで、一九六四年の東京オリンピックでは、いうまでもなく、国家権力が求めてやまないナショナルなシンボルが高く掲げられることになった。『日経連タイムス』は「五輪を機に『日の丸』掲揚を」という「主張」を掲げ、

オリンピックを最大限利用することを提唱した。すなわち「今日驚異的な経済成長をとげつつあるわが国は、政治、外交、経済、文化などあらゆる分野において国際的交流が行なわれている。これらの交流が盛んになればなるほど、国家ないし民族を強く意識し、自覚することは当然のことであり、これら国家、民族を愛する各人の愛国心を端的に表象するものが国旗であることは論をまたない。

しかるに、最近の風潮は、国民のなかにおいて国旗にたいする考え方がまちまちであるため、国旗としての「日の丸」の旗の掲揚が戦前同様自由になっているにもかかわらず、掲揚がなおざりにされていることは誠に残念なことである。

これらの実情から国旗を掲揚する運動を推進するため、すでに二年前から『国旗掲揚推進協議会』が発足し、所期の目的達成に努力しつつあるが、さらにこれを産業界・経済界の分野から具体的に推進するために、世紀の祭典である東京オリンピックを契機として、国旗掲揚推進運動を全国的にもり上げることがまたとない好機である⁽⁸⁾。」と。

こうした独占資本の期待を裏書きするように、東京オリンピックは正に「挙国的」な体制で進められた。オリンピック東京大会組織委員会のメンバーがそのことを如実に物語っていた。⁽⁹⁾一九六〇年十月には閣議決定で「オリンピック東京大会準備対策協議会」が設置され、オリンピック関係事業として支出される金は一兆八百億円であることが明らかとなった。六一年には、組織委員会のたてた大会準備運営費総額一三四億円⁽¹⁰⁾を調達する目的で石坂泰三を会長に東京オリンピック資金財団が発足した。東京都教育委員会は、オリンピック組織委員会選手強化本部からの要望に

もとづき「都体育施設条例施行規則」を一部改正し、①教育委員会体育施設は、都内の高校生が教員の引卒のもとに使用するとき使用料の五割減額、②東京体育館（体育館のみ）委員会の認めるアマチュア・スポーツ団体が運動競技会のため使用するとき、使用料の五割減額、ということになった。⁽¹¹⁾又、組織委員会は、防衛庁に対して東京オリンピック支援の要請を出し、これにもとづいて、六二年には自衛隊法が一部改正され「オリンピック競技大会等の大規模な運動競技大会の運営につき役務の提供その他必要な協定を行なうことができる」ということになり、自衛隊のオリンピック支援が実現した。そして六三年三月、文部省にオリンピック課が新設され、同年九月「オリンピック国民運動推進連絡会議」が総理府の影響下に発足した。これについて政府は、「一つの運動にこれ程大がかりな体制が固められたのもめずらしいことであろう。いや一つの運動というけれども、このオリンピック国民運動は、いかなれば、オリンピック東京大会を契機とするわれわれ日本人の物心両面における一大刷新運動であり、戦後の混乱と復興の総決算を画し、名実とも国際社会の一員に復帰した日本と日本人の繁栄と自立を全世界に誇らかにするための国民総決起運動であり、その実践活動が国民生活のあらゆる分野にわたるため、政府、地方公共団体、それに民間各階層挙げて一体となつて、このような大規模な仕組みとなつたものである」と説明、オリンピックを「錦の御旗」とした国民精神総動員運動であることを赤裸々に述べた。文部省は一九六四年四月十日、体育局長、初中局長通達として各都道府県教育委員会あてに「児童生徒がオリンピック精神を理解し、開催国の青少年としてふさわしい生活態度を確立させるために全教育過程を通じて適切な指導をしてほしい」と述べ更に「……日本人としての誇りと自覚を身につけ、国際理解につとめ、国際親善につくす心情を養う」（傍点筆者）ことを強調していた。同じ四月二十八日、文部省は通

達「社会教育におけるオリンピック国民運動の取扱いについて」を出し、社会教育が、日の丸や君が代に対する尊敬心を養うようにとくに指示した。文部省の方針にもとづいて、東京では毎日約八〇〇〇人の児童・生徒がオリンピック大会を無料で見学しオリンピック開催中、十五万人の子どもが動員された。

全国高等学校校長協会は、六四年四月からオリンピックのための公衆道徳の向上、君が代と日の丸の尊重などを生徒に教えることを決めた。

各都道府県委員会は、学校の道徳の時間にオリンピックをとりあげ「日本人としての自覚と誇りを身につける」とを研究テーマとする手引き書を各学校にくばった。愛媛県教育委員会にいたっては、県下の小・中学校へ「国際理解と愛国心の教育にかんする要項」を傳達していた。

こうして、オリンピックを利用した「愛国心」の教育はきめ細かく進められていったのである。

かつてクーベルタンが「オリンピック大会は、平和を確保するためにも利用できるが、戦争準備のためにも利用できる」と述べたように、オリンピック東京大会は「高度経済成長政策」の破綻、独占資本の危機の深まりから、軍国主義・帝国主義復活への重要な布石としての役割を担って進行していったのである。

(1) 『日本の成長と教育—教育の展開と経済の発達』一頁一九六二年十一月、文部省。

(2) 本文「人的能力政策の意義」の項では、次のようにいっている。「戦後の教育改革は、教育の機会均等と国民一般の教育水準の向上については画期的な政策がみられたが、反面において画一化のきらいがあり、多様な人間の能力や適性を観察、発見し、これを系統的効果的に伸長するという面においては問題が少くない。……教育における能力主義徹底の一つ側面として、

ハイタレント・マンパワーの養成の問題がある。ここでハイタレント・マンパワーとは、経済に関する各方面で主導的な役割を果し、経済発展をリードする人的能力のことである。教育が普及した反面、それぞれ特色のある教育を行ない、ひいてはこれらのすぐれた人材を養成するという体制が十分ととのっていないうらみがある。……この問題の重要性和困難性にかんがみ、政府も近代的な制度への移行を円滑にするための諸施策を講ずる必要がある。」と。『経済発展における人的能力開発の課題と対策』一五頁、経済審議会編)

(3) 「世界の工業生産高のうち日本がしめる比重は、一九六二年には四・八パーセントとほぼ戦前(一九三七年)の水準にかえった。それはイタリアの水準をこえ、フランスと肩をならべ、アメリカ(四五・一パーセント)、西ドイツ(九・一パーセント)イギリス(八・八パーセント)について資本主義国中第四位であった。さらにその内容をみれば、主要な工業部門の生産高で繊維・造船が第一位、粗鋼・セメント・重電気・テレビ等が第二位、プラスチックが第三位というように、フランスをはるかにぬき、イギリスをもぬきかけて、西ドイツにせまっていた。

鉄工業生産の発展速度(年平均増加率)

| 年次 | 資本主義 世界全体 | 日 本 | アメリカ | イギリス | フランス | 西ドイツ | イタリア |
|---------|--------------|------|------|------|------|------|------|
| 1950—55 | 5.9 | 15.0 | 5.3 | 1.7 | 6.6 | 12.6 | 8.1 |
| 55—60 | 4.4 | 17.1 | 2.3 | 1.4 | 7.7 | 6.8 | 8.4 |
| 60—63 | 4.5 | 12.1 | 4.6 | 1.8 | 5.4 | 4.9 | 9.8 |

(鈴木正四『戦後日本の史的分析』282頁)

(4) 『経営者』一九六四年二月号。

東京大会組織委員会

(1963.2.7.現在)

戦後日本のスポーツ政策

| 氏名 | 地位 | 役職 |
|-------|------|------------------------|
| 安川第五郎 | 会長 | 九州・山口経済連合会長・日本原子力発電会長. |
| 津島寿一 | 理事 | 学識経験者・前会長・参院・自民党. |
| 竹田恒徳 | " | JOC 委員長. |
| 石井光次郎 | " | 体協会長・衆院・自民党. |
| 田畑政治 | " | 学識経験者・前事務総長. |
| 青木半治 | " | JOC 総務主事. |
| 春日弘 | " | 陸連会長. |
| 久富達夫 | " | JOC 常任委員. |
| 高石真五郎 | " | JOC 委員. |
| 川島正次郎 | " | 国務大臣・衆院・自民党. |
| 荒木万寿夫 | " | 文部大臣・衆院・自民党. |
| 徳安実蔵 | " | 総理府総務長官. |
| 中村梅吉 | " | 衆院・自民党. |
| 島村一郎 | " | 衆院・自民党・国会五輪特別委員長. |
| 福永健司 | " | 労働大臣・衆院・自民党・体協埼玉県支部長. |
| 柳田秀一 | " | 衆院・社会党. |
| 安井謙 | " | 衆院・自民党. |
| 大倉精一 | " | 社会党. |
| 与謝野秀 | 事務総長 | 学識経験者. |
| 松永東 | 理事 | 衆院・自民党. |
| 阿部真之助 | " | NHK 会長. |
| 高橋雄豹 | " | 日本新聞協会々長. |
| 足立正 | " | 日商会頭. |
| 石坂泰三 | " | 経団連会長. |
| 東竜太郎 | " | 都知事・IOC 委員. |
| 鈴木俊一 | " | 都副知事. |
| 建部順 | " | 都議会議長. |
| 荒木由太郎 | " | 都議会・自民党幹事長. |
| 実川博 | " | "・社会党幹事長. |
| 菊地民一 | " | "・自民党. |
| 出口林次郎 | " | 学識経験者・自民党. |
| 栗原浩 | " | 埼玉県知事. |
| 内山岩太郎 | " | 神奈川県知事. |

(『東京オリンピック』19頁, 日本社会党文化部.)

- (5) 林敬三『心のしおり』一三二頁。
- (6) 『論争』一九六二年十一月号。
- (7) 『中央公論』一九六一年九月号、及び一九六三年三月号。
- (8) 『日経連タイムス』一九六四年十月八日号。
- (9) すなわち三十三名の委員の半数以上が政治家によって占められ、政府、体協、国会、東京都、財界、報道界と各界を網羅していた。
- (10) その内訳は、国と都の補助金が四八億六、一〇〇万円、組織委員会及び体協の調達額が三三億三、〇〇〇万円、資本財団が五二億一、五〇〇万円を調達する。出資するところは、①大会の準備・実施（組織委員会が使うので九一億九、六〇〇万円）、②日本選手の強化対策事業（体協の中にある「東京オリンピック選手強化本部」に二二億六、七四〇万円）、③大会運営本部等となる会館建設（組織委員会が建設するので十七億五、〇〇〇万円）、④財団自身が使う資金調達事業遂行資金（一億九、三〇〇万円）となっている。（前掲書、三六～七頁）
- (11) ここで教育委員会体育施設とは、小石川運動場、上井草野球場、パレス・テニスコート、陵南運動場、駒沢総合運動場及び東京体育館である。
委員会の認めるアマチュア・スポーツ団体とは、
 - 1、都並びに地区体育協会に加盟もしくは登録している団体
 - 2、上記以外で教育庁体育課に必要な書類を提出して認定された団体。『体協時報』第一〇六号、四四頁、日本体育協会
- (12) 自衛隊法第一〇〇条の三。尚、オリンピック東京大会組織委員会が自衛隊に対する支援業務決定後、防衛庁は自民党国防

部会に、政府がまとめた同庁の省昇格案要綱を提出した。又臨時行政調査会（佐藤喜一郎会長）も政府から意見を求められていた防衛庁の省昇格問題について協議している。一応、現段階では、防衛庁の省昇格問題については適當でない結論を出してはいたが、オリンピック・ムードの盛り上りと自衛隊の格上げ、国民の前への公然化は密接に結びつけられ進められた。（日高・佐藤編『にっぽん診断』一三〇頁、及び、国民のための自衛隊を・解説、政府の窓』一九六一年三月十五日号参照）

（13）『官報』一一〇四六号、付録、一九六三年十月十日。

2 選手強化体制の確立

権力にとって、東京オリンピックを真に意義あるものとするためには、実際に大会で、「愛国心」のシンボルである「日の丸」を揚げ「君が代」を奏することであった。それはほかでもない「競技で勝つ」ということであった。そこで「勝つ」ための徹底的な選手強化が具体的・現実的な要請となってきたのである。体協を支援するかたちでの選手強化事業は異常な熱意で進められることとなった。

体協と加盟競技団体は東京オリンピックが決定した一九五九年五月、文部省の後援を得てスポーツ技術研究会を実施した。これは各競技団体ごとに行なう競技技術の研究や強化合宿を行ない選手強化のための指導者養成を目的とするものであり、選手強化対策本部の先がけをなすものであった。これに早速政府は五百万円の補助を出した。このことはこれから始まる選手強化の事業に対して政府の熱意の程を示すものであった。

新しく体協会長に就任した津島寿一氏は、「……ここに速かなる選手強化対策を立てる必要があります。オリンピックが日本で開かれる以上、組織運営の面で万事遺ろなきを期することは当然のことですが、日本代表選手が立派

な成績を収めることが最も大切であるからであります。」と選手強化の必要性を表明した。そして十二月には東京オリンピック選手強化対策本部に関する懇談会が開かれ、体協のなかに選手強化委員会をおくことが決定した。かくして一九六〇年一月、東京オリンピック選手強化対策本部が体協の日本オリンピック委員会(JOC)の中に発足した。選手強化対策本部は機構上はJOCの中の一委員会ということで設けられてはいるが、「仕事の性質上、体協に対してはJOCを経てある程度フリーハンドでのぞめる体制をとる」ことになったのである。一方JOCでは、「東京オリンピックに対する限り、その権限を選手強化対策本部に一任する」という決定を出していた。こうして選手強化対策本部の権限は、実質的には体協の各決定機関と並び越えたところに位置することになった。この組織は、競技団体代表、文部省、関係団体、中体連、高体連の代表、学識経験者計五五名で構成され、これが決議機関となっていた。選手強化の事業は、中央だけでなく地方との有機的な結びつきが必要であった。そこで体協は、各県体協宛に「東京オリンピック選手強化育成に関する地方組織拡充促進方依頼について」という依頼文を発送した。それはオリンピックという大事業の目的達成のため、優秀選手の発掘・養成を中央に呼応して地方でも展開されんことを切望するというものであった。⁽⁴⁾又各県の知事、教育委員会宛には、「東京オリンピック選手強化対策について推進御協力依頼の件」という協力依頼文を発送「予算その他の措置についても、十分の御交配を頼りたい」と訴えた。⁽⁵⁾

一方東京では競技団体長会議を開いて、競技団体自身の決意を固めると共に、スポーツ界全体の足並みをそろえることが先決であるとして、一九六〇年十月、熊本で加盟地方体育協会長会議を開催、続く十一月東京での全国体育主管課長会議、高体連全国理事会などで方針を明らかにし、関係方面の協力依頼を行なった。六一年二月、全国都道府

県体育主管部課長と競技団体代表との懇談会において全国協力体制確立の意志統一がなされた。かくして六一年三月、この間呼びかけに応えて徐々に結成を見た体協加盟地方団体強化組織代表との懇談会が開かれ、選手強化対策本部の次のような要請事項を承認した。それは、

- 1、加盟地方団体内に、選手強化組織を結成するよう努力願いたい。
- 2、都道府県に強化予算を組ませ、強化に役立つよう努力願いたい。
- 3、都道府県にトレーニング・センターが建設・整備されるよう努力願いたい。
- 4、中央競技団体の計画する選手強化合宿講習会などが、貴協会管下で行なわれる場合、その開催実施に協力願いたい。

5、中央競技団体の計画する選手強化合宿講習会などに、貴地方の選手（指導者、コーチも併せて）の参加が容易になるよう配慮願いたい。

6、新人有望選手の発掘と、その指導、育成に努力願いたい。⁽⁶⁾
というものであった。

こうして「東京オリンピック選手強化全国協議会」が結成され、ここに全国的な選手強化組織の確立を見ることになった。

全国的な組織を血のかよったものにするために、一方では寄附行為の改正が進められていた。

東京オリンピック招致決定が明確になった一九五九年二月、体協内に寄附行為改正検討小委員会が発足、検討が重

ねられ、四月に審附行為改正案が提示された。改正の主な点はオリンピック開催の中核となるJOCの独立性を強化したこと。財務委員会を設け、これを会長直屬としたことであった。この改正案においても、五二年の改正以来出されてきた地方体協の「加盟団体としてもらいたい」という要求は依然として等閑視されていた。これは地方体協を加盟団体とすることによって、競技団体の発言権が弱まるという危惧の念があったからである。地方体協の要求は、地方の貧弱な現実から出発したものが多く、「オリンピックに勝つため」という以前の段階での要求が多かった。従ってオリンピック主義を遵守する者にとっては地方体協の加盟をうかつに許すことができなかったのである。⁽⁷⁾

ところが東京オリンピックが決定し、全国的な選手強化が要求されてくると地方体協との有機的な結びつきがどうしても必要になってきた。ここに体協がオリンピック主義を押し進めていく上での大きな矛盾があった。そこで体協は、五九年九月から十二月にかけてブロック体育協会長会議を開き地方の意見を聞いた。ここに出された各ブロックに共通する、審附行為改正に関連した意見は「今回の改正は地方の要求が重視されず、従来通り支部としての扱いになったが、地方としては体協構成の一翼として競技団体と同様に加盟団体として処遇されることを強く希望する。今回の体協はオリンピック東京大会を控えて諸般の重要事項が山積しているから地方も十分に体制を整えて協力したいが、要は中央と地方が血のかよった制度とし、地方の声が体協事業に反映するように慎重に考慮するよう要望する⁽⁸⁾」というものであった。体協は地方のオリンピックに対する協力の意志を確認し、六〇年十一月審附行為を改正し、ここに地方体協がはじめて加盟団体となった。この過程は、諸々の中央集権化が確立していった過程と付合するものであった。

こうして確立した全国的な選手強化体制の下で選手強化の事業は進められていった。

選手強化事業を推進するために、選手強化本部はもより、オリンピック大会に関係する二〇競技団体が共通する理念のもとに邁進する必要があると叫ばれた。そこで六〇年十月、不振に終わったローマ大会から帰国するや否や、選手強化本部並びに関係競技団体は東京オリンピックめざして、精神的基調として二本の柱を打ち立てた。それは「①『日の丸を揚げよ!』という純粋な国民感情に応えるにふさわしい選手をつくる。ホストの国の選手として、お客である外国選手をもてなすにたる強い選手をつくる』というものであった。これについて選手強化本部の機関紙「オリンピック」第一号の主張は次のように記している。

「何よりも大切なことは、われわれの代表である日本の選手が世界各国から参加してくる若い強い競技力に伍してスポーツマンらしく正々堂々と闘うことである。このことは内に向っては客を迎える主人としての役割を果す意味で、選手ばかりでなく日本のスポーツ界の義務でもあり責務でもある……」と。更に第三号では一層調子を強めて「選手強化の責任は一に競技団体にある。言論界でも政府でもなければ、マスコミや見物人でもファンでもない。どんな場合、どんな環境にあらうとも、最後の責任を負う者は競技団体でありコーチである。また今度は責任の回避は許されない。われわれは『何とかして日章旗を揚げよ!』という美しい国民感情を審判者として、その前に立っているのである。そればかりか、もう一つの責任がある。競技団体は遠来する諸外国の選手に対して、われわれの選手にホストの役割を委ねているのである。お客を迎えるホストの責任は——東洋の美風であるが——最後まで座をもってこれをもてなすことである。すなわち、競技では決勝の最後まで残って座をとりなすことである。従ってそのホストが予選

で落ちることは非礼であり許されぬことである」と。競技団体にとっては、正に「悲愴な決意」が要求された。こうした精神的基調のもとに、五年間で二十億六〇〇〇万円という膨大な予算で選手強化事業は始められたのである。「日の丸に対する純粋な国民感情に応えるため」とか「ホストの国の選手として外国の選手をもてなすため」などといったいかにももっともらしい根拠にもとづき、日の丸を揚げるためにひと握りの英才に対して血税(9)がそがれたのであるが、一方において国民大衆のスポーツ活動の前提条件である施設の貧弱(9)さがかくせない事実として存在しているとき、これは明らかに矛盾に満ちたものであった。ライシャワー駐日大使赴任を大きな喜びをもって迎えた坂西志保氏が「オリンピックで金メダルを獲得するたびに、君が代が吹奏され、日の丸の旗が高くあがり、世界の九四ヶ国の代表たちはもちろん、全観衆が起立する。いやでも日本人であるということが知らされ、それを二週間くりかえしているうちに国民はよい意味での国家意識を身につけた……金メダル一つが何億円についたなどとソロバンをはじいている人達に、この国家意識の芽ばえこそ、金銭にかえることのできないオリンピックの遺産である……」と述べているように選手強化を強力に支援し推進したことは、「日の丸」によって国民意識を統合したいという権力意志の反映にほかならなかった。「オリンピック主義」の反動的性格をここに見ることができるのである。

一方、選手強化の事業においては、トップ・レベルの選手を強化するだけでなく、強化すべき選手を全国的に発掘・育成するという仕事が必要であった。選手発掘の最も手取り早い方法は、学徒の全国大会を開催することであった。そこで全国大会開催にとって障害になっている学徒の対外競技基準の改正が五四年に引き続き、五七年、六一年と、

行なわれていくことになるのである。

五七年の改正は、五六年メルボルン・オリンピック大会での成績の不振から、「オリンピックのすべての競技が非常に高い水準に達して尋常いちようの手段では手がとどきそうもない。年少のころから英才をみつけ出してハード・トレーニングをしなければだめだ。できれば小学校から対外競技をやった方がいいが、少なくとも中学校の全国大会を実施して、中学生に目標と希望とを与えるべきだ」という意見が強く出されたことと、高等学校野球連盟と非教育関係団体である朝日新聞社が全国高校野球大会を共催したということを契機として表面化し、改正された。この改正の主な点は、非教育関係団体が主催者となる場合についての改正であった。そこでは「生徒の参加する競技会は、教育関係団体または機関が主催し、その責任において教育的に運営されなければならない。ただし、高等学校以上の生徒の参加する競技会については、教育関係団体が中心となって自主的に構成される審議会の審査を経て、教育関係以外の団体を協力者として主催者に加えることができる」とし「教育関係団体とは、日本体育協会、これに加盟している競技団体、これに準ずる競技団体、学校体育スポーツ団体およびこれらの下部組織、（これらの団体の最下部組織であるクラブおよび学校は含まない）をいう」ということが明示されたのである。その結果、新聞社などの非教育関係団体が生徒の競技会の主催者となることができるようになったばかりでなく、教育関係団体と対立する団体としておかれていたスポーツ団体である日本体育協会が、教育関係団体と明示された。しかも、非教育関係団体の主催資格を審査する団体となった。こうして体協は生徒の対外試合の主導権を握ることになった。

六一年の改正は、やはり六〇年ローマ・オリンピックでの成績の不振から出されたものであった。今回は特に「中

学生の全国大会を認めよ」という水連の要求にもとづくものであった。オリンピック青年協議会理事長は「ワクをはずすのは教育的でない」というのはとんでもない話。それは教育という美名のもとに選手を手ばなしたくない、自分の手で選手を育てたいという榮譽を誇示したい教師たちの功名心とエゴイズムの現われではないか。制限を緩和してほしいというのはスポーツ関係者の長い間の要望で、いまはじまったことではない。中学校でスポーツを行なっているのは二〇%ぐらいしかないが、全国大会という場をつくって、中学生に夢を与え、図抜けた選手をせり合せることによって記録を伸ばすのがなぜ悪いのか。体力的にみても最近では戦前をしのぐほどの体位になっており、無理ではない」と述べ中学校体育連盟理事長は「改正の要望はいいどこからなされたのか。これはいうまでもなくスポーツ団体であり、優秀な素質をもつ選手の発見とこれの強化策からで、とくに水泳からである。これに対してJOCスポーツ科学研究委員会では、『青少年のスポーツ・トレーニングの一般的原则は、各種スポーツを過激にならない程度に行なうことである。ある特定のスポーツ・トレーニングを早期に始めることは、身体のかたよった発達をきたし、選手としての大成を妨げ、過激なトレーニングは心身の発育に障害をきたす。また試合までのトレーニングや試合出場の緊張感、幼い選手にとって大きなストレスになることは疑いない事実である。……』⁽¹³⁾という結論に達したのである。私たちは結論的には『やっつては困るんだ』というスポーツ団体側とは対立の立場である。」と述べていた。こうした賛否両論の中で、文部省は、「オリンピック東京大会開催等の事情を考慮し、……いっそう実情に応じた運営を図るため」として改正した。その主な点は、①中学校の隣接県にまたがる競技会は教育委員会の責任において行なう。②中学校の水泳競技については、全国大会を認める。③中学生の国際試合お

よび全日本選手権大会への参加資格を緩和する。④中・高校生の国際競技参加資格を緩和する。⁽¹⁴⁾ というものであった。こうして選手発掘の障害となっている壁はとりはらわれ、東京オリンピックくめざして、中学校までまき込んだ選手強化事業は強力に押し進められたのである。

(1) 『体協時報』第八七号、一頁、日本体育協会。

(2) 『東京オリンピック選手強化対策本部報告書』四四頁、日本体育協会。

(3) 一九六〇年度、第七回オリンピック委員会決定、前掲書。

(4) 前掲書、一四三頁。

(5) 前掲書、一四三〜四頁。

(6) 前掲書、一四四頁。

(7) 中央と地方とのこういつた矛盾は、体協が戦後一貫してかかえている矛盾であり、東京オリンピックが終ってから依然として存在していた。「競技力向上対策に関する全国会議」で兵庫の代表は「……そこまで(トップ・レベル)いく選手の層をつくるが必要で、指導者も施設も非常に困っている。あまり立派なものでなくても結構ですから数多くつくって競技者の層を厚くしてはどうか」との質問に対して、体協大庭専務理事は「私たちが考えているトレーニングセンターは少し違う。そこではいわゆる指導者の教育をし、トップ・レベルの指導者を養成していこうとするもので、科学的なものを取り入れてやっっていこうとするものです」と答えているのを見ても明らかである。(『競技力向上対策に関する全国会議々事録』一九四〇年、日本体育協会、競技力向上委員会。)

(8) 『体協時報』第八九号、一頁、日本体育協会。

(9) 例えば、一九五九年五月一日文部省が調査した全国の学校の体育館とプールの設置状況を見ると、体育館の全然ない学校が小学校四五・一パーセント、中学校五六・三パーセント、文部省の基準に達していない不完備な学校を入れると七〇パーセントにもなる。水泳プールの設置されている状況を見ると、小学校では七・六パーセント、中学校では四・七パーセント、高等学校では一四・九パーセント、小・中・高全体では七・二パーセントである。

一九六五年度文部省調査によると、体育館の全然ない学校が、小学校で三五・四パーセント、中学校三六・〇パーセントである。水泳プールの設置されている状況は、小学校二一・八パーセント、中学校一一・五パーセント、高等学校二〇・一％であり(『青少年の健康と体力』一九六六年、文部省)、スポーツ活動の絶対条件である施設の不足が歴然としている。

(10) 中瀬寿一『戦後日本の経営理念史』八二頁。

(11) 『学校体育』一九六一年七月号。

(12) 『スポーツ総覧』四七八九頁。

(13) 『学校体育』一九六一年七月号。

(14) 『スポーツ総覧』四七九二頁。

3 スポーツ行政の整備——スポーツ振興法の成立

「スポーツ振興法」は一九六一年六月、超党派の議員立法として成立した。国家が法律で国民のスポーツ振興を定めたなどということは今だかつてなかったことであり、東京オリンピックを控え国民のスポーツ熱も高まってきた折だけに、一般には非常なよろこびと期待をもって迎えられた。目的の第一条が「この法律は、スポーツの振興に関する施策の基本を明らかにし、もって国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成に寄与することを目的と

する」と謳っているのを見てもそのことはうなずいたのである。しかしこの法律が本当に国民大衆のスポーツの振興に寄与するものであったのであろうか。

まずはじめに、この法律は、いかなるところから、いかなる要求にもとづき成立に至ったかをみる必要がある。

東京オリンピックのためにスポーツ行政が整備されていたことについては既に述べたが、整備の集約点がこの「スポーツ振興法」であった。

一九五五年オリンピック・メルボルン大会の派遣をめぐる問題は、体協の財政的基盤がかつてのロスアンゼルス大会やベルリン大会のように日本選手が国際舞台で活躍するにはあまりにも貧弱であることを明らかにした。そこで体協は五五年七月各方面に「スポーツ振興に関する意見書」なるものを提出した。それによると、今日においては、大國といわれている国はどこでも、スポーツをその民族や国家繁栄のパロメーターと考え莫大な国家援助を行なっているのだから、日本においても「国家が物心両面より抜本的措置を講ぜられ、スポーツ振興費の大幅な増額ならびに強力な行政機構の確立」を実現しなくてはならないとしていた。こうした意見書にもとづき体協は五五年十一月政府に「スポーツ振興法」制定の要望を提出した。その後五六年三月、体協は「スポーツ振興法」につき文部省と懇談。翌五七年一月には意見書を提出した。このような体協の政府に対する働きかけがもとになって、内閣にスポーツ振興審議会が発足し、東京オリンピックのための一連の行政整備の中核部となった。

この審議会が五八年三月、総理大臣に「スポーツ振興のための法的措置の強化について」という要望を出した。こ

これは「スポーツ振興法」が必要であることの意味を卒直に物語っていた。すなわち「本会議は、これまで第一号及び第二号の答申を行なってきた次第であるが、政府におかれては、これらの答申にそってすみやかに適切な措置を講ぜられるよう要請する。

しかしながら、スポーツの抜本的振興をはかるためには、国がスポーツ振興を国策としてとりあげ、これに必要な財源の確保、事業の助成、施設の整備等に関し、現行法につき根本的検討を加えると共に、これらを総括的に規定する法律、例えばスポーツ振興法のごときものを制定するよう要望する。

この場合とくに緊急を要する措置として、市町村体育指導委員を制度化すること、スポーツ団体に対する補助金交付の途を開くこと、スポーツ振興のための国の支出金や民間寄附金その他を蓄積する方途を検討すること及びスポーツ振興のための寄附金に対する免税その他に必要な税法の改正を行なうこと等の諸点につき早急に対策を進められたい⁽¹⁾（傍点筆者）と述べていた。そこで体協では五八年十月、第十回理事会において「東京オリンピック開催などの見透しからして、スポーツ振興会議の要望にもとづき、スポーツ振興法早期実現をはかる必要があり、同法制定の要望を内閣をはじめ関係方面に申請する」ことを決議し、直ちに全国都道府県の主管課長会議を開き、同法案の制定を促進する方針を明らかにした。そして同年十一月、各競技団体代表及び各都道府県代表を集め、「スポーツ振興法制定促進全国期成会」を発足させた。

一方、体協が各方面に提出した要望書にもとづき、国会においては、五九年六月、「スポーツ振興国会議員懇談会」が結成された。この懇談会は六一年二月「スポーツ振興法」を議員立法として成立させることを承認した。最後に体

協を始め百二十団体の参加による「スポーツ振興法期成大会」が開かれ、要望書⁽²⁾が提出された。そして遂に六一年六月、「スポーツ振興法」は議員立法として成立をみることになった。

ここに見るように、「スポーツ振興法」制定の要求は、まず「オリンピック主義」を掲げばく進を開始した体協から、体協に対する国庫補助の法制化を主なねらいとして出され、その要求にもとづいて制定されたものであった。

体協に対する国庫補助は、一九五七年、社会教育法の一部改正によって実現をみていたが、それは「……運動競技に関する全国的及び国際的な事業を行なうことを主たる目的とする団体に対しては、当分の間はその事業遂行に必要な経費について助成できる……」⁽³⁾（傍点筆者）というものであり、社会教育法や憲法の建前から「当分の間」という規定がなされており、いわば恒久的な性格のものではなかった。したがって独立した法律として「助成」の措置が恒久化されることが望まれていた⁽⁴⁾のである。

次に内容を見ると、如何にこの法律が、『国民大衆のスポーツ振興』というペールのもとに、体協を中心としたスポーツ団体への国庫補助の途を開き、「オリンピック主義」を貫徹させているかがわかる。

特に最終案に至る前の四月四日付の法案と比較するとそのことは一層明らかとなる。両者の最も大きな相違は、四月四日付法案にあったこの法律の真髄ともいうべき部分が最終案では削除されていることである。それは次の項である。

「附則4 (オリンピック東京大会の準備)」

国及び地方公共団体は、昭和三十九年に開催されるオリンピック東京大会が、わが国のスポーツの振興に重要な意義を有することにかんがみ、財団法人日本体育協会、オリンピック東京大会組織委員会、その他の関係団体と協力して、選手の技術の向上及び競技施設の整備その他オリンピック東京大会の円滑な実施について必要な措置を講ずるよう特別の配慮をしなければならない。この場合において国が財団法人日本体育協会又はオリンピック東京大会組織委員会に対し、選手の技術の向上またはオリンピック東京大会の運営に必要経費を補助するときは、第二十条第3項中「その一部」とあるのは、選手の技術の向上に要する経費については「その二分の一」と、オリンピック東京大会の運営に必要経費については「その三分の一」と読み替えるものとする。」

この項が削除され、全体からオリンピックという字句が姿を消したが、だからといってこの法案のねらいが変更されたという訳ではない。それは単に「オリンピック主義」にボールをかけただけの操作にすぎなかったのである。⁽⁵⁾

すなわち、第十四条は「国及び地方公共団体は、わが国のスポーツの水準を国際的に高いものにするため必要な措置を講ずるよう努めなければならない」となっているが、四月四日付の案では「わが国のスポーツ選手⁽⁶⁾の技術⁽⁷⁾を……」(傍点筆者)となっている。「スポーツ水準」と一見国民大衆を含めたスポーツ水準を思わせるが、実はそうではなく、スポーツ選手⁽⁶⁾の、しかも技術⁽⁷⁾だけの高まりを指向したスポーツ水準が本音なのである。「スポーツ水準」つまり「スポーツ選手⁽⁶⁾の技術⁽⁷⁾」を国際的に高いものにするため努力している団体はもとより体協を中心としたスポーツ団体であ

る。従つて第十四条との関連で、第二十条4項の「国はスポーツ振興のための事業を行なうことを主たる目的とする団体であつて当該の事業がわが国のスポーツ振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し、必要な経費について予算の範囲内においてその一部を補助することができる」という規定が意味をもっていたのである。

国民大衆のスポーツを振興する上で重要な条件は、場所・施設・指導者の問題であるが、この法律では、施設については第十二条の「国及び地方公共団体は、体育館、水泳プールその他の政令で定めるスポーツ施設が政令で定める基準に達するよう、その整備に努めなければならない。」という条項と、(国の補助)として第二十条の「学校の水泳プール」や「一般の利用に供するための体育館、水泳プール」等に要する経費の三分の一を補助するという規定があるだけであり、第十三条の「国及び地方公共団体は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。」という規定に見るように、依然として少ない学校施設にたよっているのである。

又指導者については、第十九条で体育指導委員をおくことが規定されており、「体育指導委員は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解をもち、及びその職務を行なうのに必要な熱意と能力をもつ者の中から、教育委員会が任命する。」となつており、実際には、多くの場合教師が任命されているといわれる。ただでさえ多忙を極めている教師が、一体国民大衆のスポーツ振興の仕事を学外で責任をもって行なえるであらうか。しかも「体育指導員は非常勤とする」と規定されている以上、片手間にしかできないことになつていたのである。

ところが一方では、スポーツ振興の措置として「スポーツの日」を設けたり、運動会、競技会、運動能力テスト、スポーツ教室等の「スポーツ行事の実施」の奨励を規定したり、「野外活動の普及」を奨励したり、あるいはスポーツで優秀な成績を収めた者の「顕彰」を規定したりしているのである。いちいちとりたてていうまでもなく、こうしたことを規定したり、奨励したりすることでスポーツが真に国民大衆のものになるのであれば、「スポーツ振興法」などあえてつくる必要はないのである。国民大衆は「ダシ」に使われている感が強い。ひとくちに言えば、「スポーツ振興法」は、国民大衆の高まってきたスポーツ要求を土台に、「スポーツ振興」の美名にかくれて、「オリンピック主義」を貫徹していくための手段にすぎなかったのである。

(1) 『保健体育審議会要覧』七八頁。

(2) その内容は次のとおりである。

「スポーツの振興は、青少年の健全な心身の育成と明朗活潑な国民生活のために、きわめて重要な問題であり、国家的な要請である。われわれはスポーツ振興の基本的施策に関するスポーツ振興法の制定を機会あるごとに要望してきたのであるが、このたび広くスポーツに関心と熱意をもたれる国会議員によってその法制化が進められていることは誠に感謝にたえないところである。

今やオリンピック東京大会を三年後にひかえ、スポーツの国民一般化に対する普及振興と水準の向上が国民的関心となっていることにかんがみ、是非とも今国会においてスポーツ振興法の制定が実現されるようここに大会の総意をもって強く要望する。〔『体協時報』第一〇一号、一二頁、日本体育協会〕

(3) 社会教育法が一部改正されたとき、既に「スポーツ振興法」のごとき法律の成立が予想されていたと思われる。すなわち、

参議院文教委員会における社会教育法一部改正についての審議において、何故「当分の間」という字句を入れたのか、という質問に対して、政府委員は「問題があると申しますよりも、こういった十三条のような本則がございますので、それに対して一応例外措置を講ずるという場合には、とりあえず緊急なものに限定して、しかも将来の見当を予想しますとやはり当分の間の暫定措置にしておいた方がいいとこういうように考えたからやったのでございます」（傍点筆者）と答弁、又、文部大臣の灘尾弘吉は「……わが國の国情から申しまして、これがそう簡単にやめられるものとは私は考えておりません。むしろ更に、こゝういった考え方が発展していつてもっとはつきりした立法措置が考えられる時期もおそらく起るであろうというふうに私は考えるのであります……」（傍点筆者）と答弁していることからもうなずけるのである。（『参議院文教委員会議事録』一九五七年四月二十五日、『体協時報』第六一号、一四頁、日本体育協会）

(4) スポーツ振興法と社会教育法の中のスポーツ活動に関する規定についての区別は、次の政府委員の答弁から読みとることが出来る。すなわち「このスポーツ振興法は、スポーツ活動に関する規定は社会教育法の中に含まれており、社会教育としても行われておるものであります。今回のこの規定は、その中に含まれておりますスポーツを特に振興させる必要があるということとこれに必要な諸規定を設けられ、又助成の措置をも規定されたものと考えております。従って社会教育法に含まれておりますスポーツ活動をとりだして、別にこちらで規定するという趣旨のものでなくして、その趣旨をより一層生かし、これをより一層振興するための特別法と考えております。」（『参議院文教委員会議事録』一九六一年五月十七日、川口・西田『スポーツ振興法』一三三頁参照）

(5) 『月刊社会教育』一九六一年十月号、飯野節夫、スポーツ振興法の問題点、参照。

4 オリンピック体制下における選手像

戦後日本のスポーツ政策

東京オリンピックで「日章旗」を揚げるために必須の要素として選手に求められたものは、「根性」であった。「根性づくり」が選手強化の重要な仕事として登場した。選手強化本部スポーツ科学委員会心理部会では、「根性」を「高い目標意識をもち、その目標達成のために精神を集中しそれを持続する強烈な勝利への意志」であると定義し、「根性づくりテキスト」なるものを作成し、コーチの現場活動の精神的基調として提示した。これは、「選手づくりは人間づくりである」という考えにもとづき、望ましい選手像が描かれ、その選手像を実現するために、コーチは如何なる心がまえをもっていなければならないかを明らかにしたものであった。その中で「コーチの描く選手像」とは次のようなものであった。

〔I〕 選手の立場と使命、

1、選手は多数の競技者の中から選ばれたエリートとして自信と誇りをもつと共に、課せられた使命の重大さを自覚する。

2、選手はオリンピック東京大会において、勝利を勝ちとるために、日常生活を規制し練習に打ち込む。

3、選手は試合における行動と結果が直ちに我が国民の体力水準を世界に示し、国民の意気を高揚する機会となることを心し、勝利に向って総力を結集する。

〔II〕 練習の意欲、

1、選手は自己の力、否、人間の力の限界に挑んで練習に総力を結集する。

2、選手は他人の二倍も練習し、試合でたじろかない自信を獲得する。

3、選手はコーチを心から信頼すると共に、自己の体力の特質をつかんで、創意に富んだトレーニングを工夫する。

〔Ⅲ〕 競技生活の規制、

- 1、選手は本務以外の全てを競技に捧げ、あらゆる誘惑や欲望をおさえて練習中心の生活を打ち立てる。
- 2、選手は勝利への長い道程に起るいかなる困難にもとり組んで、それを克服する。
- 3、選手はスポーツ以外の生活でも、スポーツマンとして他の模範となる行動をとる。

〔Ⅳ〕 スポーツ精神の確立、

- 1、選手は旺盛なファイティング・スピリットとフェアな精神をもって競技する。
- 2、選手はチームの一員として、自己の役割を自覚し、どんな犠牲をはらっても、その責任をはたす。
- 3、選手は試合においていかなる相手に対しても恐れず、悔らず正々堂々とベストを⁽³⁾尽す。

ここに明らかなように、選手には「エリートとしての自信と誇りをもち」「課せられた使命の重大さを自覚し」「勝利をかちとるために」自ら「どんな苦しい練習にも耐え抜いて」「あらゆる誘惑や欲望を押えて」「全てを競技に捧げ」「どんな犠牲をはらっても、自己の責任を果す」ことが要求されているのである。

又「根性づくり座談会」では、次のように述べられている。高石勝男氏は「根性とは自信である。打ち込んで練習したときに自信がつく。自信のある練習をしたときこそ、試合に臨んで勝利をつかみうる。又それは理屈でなくて感情であり、好きで好きでたまらない気持である」と。田島直人氏は「根性とか精神力とかいうものは、実力と裏腹な

もんなんだと思う。自分の現在の体力では、これ以上出せそうもないところまで練習したという自信である」⁽⁴⁾と。東俊郎氏は「もともと根性とは、自信をもつまでの練習をやり続けるための節制、勇猛心こんなものが混然となつてあらわれるものである。」と。いずれも徹底的なハード・トレーニングを欠かせない要素としていることが特徴的である。

ハード・トレーニングを行なわせ、根性をもたせるために、今の選手に何が大切であるかという問題において、「根性づくり座談会」では更に発展させて次のように述べている。そのあら筋は、まず第一に大切なものは、エリートとしての自覚であるとして、「おれたちは選ばれた人間なんだ、日本の選手の代表で外国の選手とたたかうんだ、という自覚と責任感、さらに誇りといったものがまず出て来なけりゃいけない」という「昔は外国で日の丸を掲げるところを非常に名誉に思つて、どんな困難でも克服するのは当然だときめていた。」ところが今の選手にはそれが無い「日の丸を背負っているような気持で半分命をかけた」ようなかつての自分達の姿がないという。これは何故かといえば、「占領軍行政の下で育つた今の子供は、日の丸を見ても何とも感じない」つまり「憧れの対象をもっていない」ところに問題があるというのである。南部忠平氏は「今の若い連中にあるのです。もう少し母校愛とか愛国心をもて、とっているんです。戦争に負けてから負けぐせがついているぞ、あんなもの試合に負けたと同じでもう一ぺんやらいいじゃないか」と。根性を根本的に支えているものを「愛国心」とか「母校愛」に求めているのである。従つてこうした「憧れの対象」をうえつけて来なかつた戦後の「民主主義教育」が批判の対象になるのは当然の帰結であつた。猪飼道夫氏は「小学校、中学校の一般の教育が、グループ教育とかなんとかで、みなさんいいように……

という訳ですから、これじゃとても馬力のある選手は生れません」と。

このような「根性」が、「オリンピック主義」を掲げたチームの中にどう体现しているのであろうか。

バレーボールの日紡貝塚チームが、ハード・トレーニングの代表、あるいは「根性」あるチームの模範とされたことは周知の事実であるが、日紡のハード・トレーニングを成り立たせた要因は何であったのであろうか。

その第一は、大松監督の透徹したスポーツ観であった。それは「あらゆる競技においていかに小さな試合にせよ、勝つことが第一です。まして、オリンピックや国際選手権大会では、優勝なくしてはいかなる榮譽もありません。ですから、だれがなんといおうと勝つために全力をあげるのが、アマチュア・スポーツの真髓だとわたしは信じております。」⁽⁵⁾更に「試合は真剣勝負であり戦争と同じで、現在のスポーツは殺すか殺されるかだ。……二位では何の価値もない。あくまでも、完勝の一位でなければ無意味なのだ」というものであった。こうしたスポーツ観は「勝てば官軍」を日本軍の敗戦によって体験したわたしは、ここでも、強くなつて勝つこと以外にわたしのやり方が正当なことを主張する方法のないことを知っていました。⁽⁷⁾「彼の戦争体験から来ているものであった。スポーツを戦争と同一視し、やるからには勝たなければ意味がない、勝つことによってしか正当化されない、と考えるが故に「医学上からも人道上からも許されない程の苛酷さ」と⁽⁸⁾自他共に認めるハード・トレーニングを行なわざるをえなかったのである。

第二は、大松監督を頂点として、一本の強靱な糸で上から下へ貫抜された人間関係の体系の確立である。それは彼

女達の手に端的に述べられている。

「スポーツの世界というものは、上下ということがひどく大きいので、ことに私たちは六人の上下の差を大切にしたい。先輩のいうことは絶対に従うように努力した。すべて上の人に対しては、練習でも何でも、自分を押さなければならぬ。こうしたほうがいいのではないかと思っても、こうするんやといわれるとそれに従うのがスポーツの世界である」と。

試合は勝たなければ意味がない——勝つためには強くならなければならない——強くなるためにはハード・トレーニングが必要となる——ハード・トレーニングを成り立たせるためにはきびしい上下関係が必要となる——このような図式は、今日の日本で勝つことをめざす運動部の基本的図式となっており、その典型を日紡のチームが示しているにすぎないのである。問題は、加藤橋夫氏が「一般に部内の上下関係が整然としてるところほど競技に強い傾向がある」と指摘しているように、ハード・トレーニングにはそれだけ上下関係のきびしさが伴っているという点である。従って、一般的に言って先輩と後輩との間に「使役の体系」ができ上るといふ点なのである。ある大学のテニス部では、一年生の部員は練習の前にネットを張り、上級生の練習中は球拾いをし、練習が終わったらネットを片づけるという日課であり、合宿に入ると部屋の掃除から、上級生の食事の給事、蒲団のあげおろしまでやらされている。⁽¹¹⁾ こうした現象は何らめずらしいことではない。オリンピックで金メダルをとったW選手が「一年の時、炊事から先輩の走り使いまでやって、あんな苦しいことはなかった。今思い出してもゾットする。しかしあの時の苦しさが金メダルにつながっている」と述べているように、強い部になればなる程「使役の体系」は徹底していき、それに耐え、

ハード・トレーニングに耐えた者、すなわち「根性」ある者だけが強い選手になっていくということが極めてあたり前になっているのである。

結局、スポーツにおける「根性」とは、いい換えると、どんなに苦しいことでも、しかもどんな不合理なことでも、上の者に従いじっと耐えしのび、頑張ることのできる精神力にほかならなかったものである。この「根性」は、試合に「勝つ」ことを絶対的な権威として君臨させるところから必然的に要求されてきたものであった。

こうした精神性が、個人の尊厳を重んじ、自ら考え、判断し、行動することを大切にする戦後の「民主主義教育」の良き側面と矛盾することも何ら不思議ではなかった。いやそれどころか、独占資本の代表前田一氏が、今後日本の経営理念のよりどころとすべき精神は、「天皇中心主義の思想、一死報国の思想、服従の精神、勇氣、突貫の精神」であると叫んだ内容と何と共通した精神性であろうか。

オリンピック体制下で選手づくりをするには、権力の求める「期待される人間像」の育成につながっていたのである。

- (1) 『オリンピック』第十二号、二頁、東京オリンピック選手強化対策本部。
- (2) 前掲書、一頁。
- (3) 『体協時報』第一一二号、二五頁、日本体育協会。
- (4) 『オリンピック』第十六号、根性づくり座談会より。
- (5) 大松博文『おれについてこい』二二頁。

- (6) 前掲書、一五四頁。
- (7) 前掲書、二〇〇頁。
- (8) 前掲書、一四頁。
- (9) 河西外『思い出の回転レシーブ』一九二頁。
- (10) 『毎日新聞』一九六五年六月二十二日。
- (11) 前掲紙、一九六五年六月三日。
- (12) 八田一郎『剃るぞ!』四八頁。
- (13) 『経営者』一九六四年二月号。

むすび

体協は、戦後日本の歴史的・社会的現実とのかかわり合いの中で変容を遂げ今日に至った。それは、いわば権力と癒着の深化の歴史でもあった。「オリンピック主義」という権力に支持されたスポーツ観は、この過程で形成された協の支配的なスポーツ観となった。そしてこのスポーツ観は東京オリンピックを機に権力と完全に癒着した「オリンピック体制」が確立されるに及び日本のスポーツ界を貫徹するに至った。

「オリンピック主義」というスポーツ観は、スポーツ活動を無目的化し、「勝つ」ことのみを至上のものと考え、全てを「勝つ」ことにかけたハード・トレーニングを欠かせない要素として要求した。従って、当然のことながら、少数精鋭主義、英才中心主義となり、国民大衆をスポーツ活動から締め出す作用をもっていた。そして「勝つ」こと

を神聖化するが故に、自ら判断し、行動することよりも、きびしい上下関係の中で、上の者に絶対服従し、ギリギリの極限まで頑張っている人間が求められた。ここでは「使役の体系」が形成されていた。このような体制の中には、スポーツマンは外界から遮断され、考えることを阻害され、政治的無関心に追いやられていた。そればかりではなく、オリンピックで「勝つ」ことは、即「日の丸」と「君が代」に結びつき、権力の求めてやまない「愛国心」の育成・ナショナルリズムの高揚に役立っていた。ここに「スポーツの政治的中立」の名の下に「オリンピック主義」をスポーツ界に貫徹させていく大きな政治的意味があった。

そもそも、「オリンピック主義」の基底をなしているものは、スポーツは「目的なきよろこび」であり、苦しい労働と生活（現実の矛盾）から個人を解放するものであるとする考え方であった。つまり、スポーツを労働の対立物とみなしていた。この考え方は、結果的にはスポーツを個人の危機の救済者に祭り上げることによって、個人の危機をもたらしめている資本主義社会体制そのものを免罪するものであった。権力に支持される必然性は、実はここにあったのである。

スポーツは、国民大衆のものにならなければならない。それは、スポーツ活動が本来的に大きなよろこびと楽しさの源泉であるというにとどまらず、「合理化」により益々深刻化しつつある身体的疎外状況を克服する変革主体として、きびしい労働に耐え、生き抜いていくために、スポーツ活動による身体形成の要素が不可欠のものとなってきているからである。すなわち、スポーツは今日労働者が、労働の主体となっていくため、同時に又労働者が、自己の身

体の主人公になっていくための精神的・肉体的能力の形成に寄与できる重要な文化として立ち現われてきているからである。

国民大衆のスポーツ要求は、東京オリンピックを機に益々増大してきているとはいふものの、国民大衆は権力側のスポーツ観に支配され、疎外状況を一層深刻なものにしている。ここにわれわれが、国民大衆の側のスポーツ観を確立していかねばならない根拠があるし、それを可能にする物質的前提がある。

国民大衆の側のスポーツ観とは、スポーツを「政治的中立」とか「目的なきよろこび」とか「勝つことがすべて」などと、あたかもスポーツを真空の中に存在しているものであるかのごとくみなし、又労働と対立させ、労働が生み出す社会の矛盾の脱出口と考えるのではなく、現実の矛盾の解決に立ち向うもの、つまり、人間の眞の解放にとって重要な位置と役割をもつたものとしてとらえる必要がある。こうした認識に立って始めて、スポーツ活動は国民大衆にとつて「権利」となってくるのである。そして、「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と謳った憲法第二十五条が国民大衆の武器としての意味をもってくるのである。現代の資本主義社会において、「権利である」ということは、いい換えれば、「闘いとしていかなければならない」ことを意味している。スポーツも又「恩恵や慈悲」として与えられるものであってはならない。スポーツは、国民大衆が「権利」として、国民大衆の共有財産として、国民大衆の連帯を通じて、闘いとしていかなければならない。そうすることによって始めて、スポーツが本来的にもっているよろこびや楽しさはほんものとなり、それによってつくられる人格は、現実の矛盾の解決に立ち向うものとなるのである。

(昭和四四年一月四日 受理)